

平成 30 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月11日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	9月11日 午前9時00分宣告 (第3日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進 課長	北條 寿文		
	総務部	部長	岡村 智彦	次長兼 総務課長	浅野 幸司
		税務課長	鈴木 孝治	安心安全 安課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	介護支援 課長	戸谷 政司
		環境課長	石原 己樹	子ども 課長	舘林 久美
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	総務課長	山田 靖
	教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
生涯学習 課長		松井 督人			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	吉 田 正 昭	教育施設の状況等について……………	37
2	伊 藤 俊 一	小中学校への通学路の安全対策について……………	49
3	板 倉 浩 幸	①民営化でどうなる？私たちの水道は！……………	53
		②災害対策のあり方について……………	61
4	高 阪 康 彦	行政と町内会（自治会）の関係について……………	74
5	黒 川 勝 好	多世代交流施設（泉人）今後の管理運営について……………	83
6	飯 田 雅 広	民法改正にどのように対応、取り組んでいくのか……………	89
7	石 原 裕 介	蟹江町における、ふるさと納税について問う……………	101
8	安 藤 洋 一	①堤防の危機管理機能の強化を求む……………	109
		②ゴミ問題 現場の声を聞いてください！……………	121

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成30年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

議長から皆さんにお願いがあります。

平成30年に入り大きな災害がたび重なり発生しております。7月初旬に西日本を中心に数日間にわたる大雨による被害をもたらした「平成30年7月豪雨」、また、21号、大阪に上陸しました台風、そしてまた、この5日前の9月6日には北海道南西部に最大震度7の地震により大規模な土砂災害などを発生させた「北海道胆振東部地震」など、これらの災害により被害に遭われました多くの皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。

また、これらの災害により亡くなられた方々に対しましてご冥福をお祈り申し上げますとともに、ここで哀悼の意を込め、1分間の黙禱をささげたいと思います。傍聴の方々にもご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、全員ご起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙 禱)

○議長 奥田信宏君

黙禱を終わります。ご協力ありがとうございました。

議会広報編集委員長より広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4項の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

皆様のお手元に、板倉君と安藤君の一般質問に関する資料の配付をいたしておりますので、お願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願い申し上げます。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 吉田正昭君の「教育施設の状況等について」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○11番 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

11番 新政会 吉田正昭です。

議長の許可を得ましたので、教育施設の状況についてお尋ねします。

まず最初に、学校のエアコンの運用についてお聞きします。

ことしの夏は異常に暑い日がたくさん長く続きましたが、当町におきましては、昨年までに小・中学校の普通教室についてエアコンが設置されました。これは、横江町長初め、町当局の判断が早かったのが大変よかったですと思います。ただ、心配なのは、適切な運用がなされなければ児童・生徒の健康を損なうかもしれません。

そこで、お聞きしたいと思いますが、まず、エアコンの稼働期間はどのように決められていますか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、エアコンの稼働期間についてお答えさせていただきます。

エアコンの稼働期間につきましては、主に夏季から冬季に利用しておりますが、気候の状況により稼働期間は変動しております。

簡単ですが、以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。気候の変動ということになっておりますが、例えば月数からいくと6月から9月、10月までとか、冬は12月から3月ぐらいまでとか、そのように期間等の決めはないということでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

当町におきましては、冷房、暖房の運転基準が定められておりますので、いわゆるクールビズ、ウォームビズというやつですが、そちらの期間に合わせてというような形、全くこれと同じというわけではありませんが、これを目安にということっております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

そうしますと、気温によって運用されているということになると、例えば、教室には温度計は設置されているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

温度計はほとんどの教室に設置されております。若干、特別教室一部にはないところもあるかもしれません。ほとんど教室に設置されております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

そうしますと、温度計の気温によってエアコンのスイッチを入れるというふうに思うわけですが、例えば夏は何度に設定されていますか。そして、冬は何度になったら暖房を入れるのか、その辺をお聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

先ほど申しましたとおり町の運転基準がありますので、それに基づき、夏は28度以上、冬は17度以下に設定しております。ただし、先ほども申し上げましたとおり、児童・生徒の状況によって臨機応変な運用を心がけておりますので、お願いいたします。

○11番 吉田正昭君

夏は28度ということではありますが、例えば暑い日、冬は17度ということですが——寒い日ですね。1時間目、教室の室温が例えば授業が始まる前から高くなっていると。そのようなときも、これは先生がスイッチを入れるという形になるかなと思いますが、臨機応変な対応をしてみえるという解釈でよろしいでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

事務局側としては臨機応変の対応をお願いしているところですが、先生それぞれですので、かたくルールを守られる方もみえればというところがあると思われれます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

適度に先生たちは子供たちのことを考えて運用されていると思いますが、エアコンを設置される前、教室に扇風機を取りつけたと思いますが、現在、エアコンとの併用等は当然されていると思いますが、これは確認のような意味で、扇風機も使ってみえると思いますが、例えば28度以下の場合はエアコンなしで扇風機だけなのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

そのように運用される場合もあると思いますが、一応扇風機は部屋の中の空気を攪拌するというような意味合いが強く、使っていただきますので、基本的には併用でという形になっております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

先ほどから少しお聞きしていますが、多分学校のエアコンの運用というのは、当町局で運用ガイドラインを作成されて、それに基づいて先生方はエアコンを使ってみえるというふうに思うわけですが、運用ガイドラインはつくられたのでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

先ほども申し上げましたとおり、蟹江町のほうでは、総務部長の通知ですが冷暖房の運用基準がありますので、こちらをもとに運用させて、学校のほうの運用も説明させていただいております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

運用基準に基づいて運用されていると思いますが、これだけ暑い日が続きますと、28度でも教室の室温等は非常に高いときもあると思いますので、弾力的に運用し、子供たちの健康を損なわないようにしていただきたいと思います。

そして、これだけ暑い日が続きますと、普通教室以外の特別教室、これ、エアコンの設置がまだされていないんですが、私はエアコンの設置が特別教室も、これだけ暑いと必要だと思っておりますが、設置の予定はありますでしょうか。また、さきに普通教室のエアコンの工事をされたとき、当然特別教室の設置について予定があると考えておりますが、室外機等の余力は計算されて工事をされたのかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

議員のおっしゃられるのは、多分キュービクル式高圧受電設備の話だと思います。キュービクルにつきましては、容量にまだ少し余裕があるような状態で設定されております。普通教室以外の特別教室につきましては、頻度の高い音楽室を中心にエアコンの設定を検討していきたいと考えております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

そうですね。やはり普通教室、環境にいいところから特別教室に移ると、暑くてむっとするような、そこでちょっと健康を害するようなことがあってもまずいですから、早急に各特別教室、順次お願いしたいと思います。

それでは次に、プールの利用状況についてお聞きしたいと思います。

各学校にはプールの施設があります。私の小学校のころから学校にはプールがあり、現在まで授業が行われてきましたが、最近の状況についてお聞きしたいと思います。

そこで、まず小・中学校のプールの大きさ、それをお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

プールの大きさにつきましては、小学校が25メートルの5コース、中学校が25メートル、9コースであります。全く同じというわけではありませんが、このような形が基本原則で設定されております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

いっとき全国ベースで見ますと、飛び込みの事故があったように記憶しておりますが、当町ではプールの深さはどれくらいなのでしょうね。そして、もう一つは、プールの事故等があったかなかったのかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

プールの大きさにつきましては、小学校のプールのほうが、約80センチが浅いほう、深いほうで1.2メートル、中学校になりますと浅いほうで1.3メートル、深いほうで1.5メートルほどになります。

それから、事故等についてですが、いわゆる頸椎損傷というような大きな事故は蟹江町ではありませんが、プールサイドで滑ってけがした、すり傷したという程度のものはあると思われま。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

幸い大きな事故もなくよかったと思いますが、ところで、プールの授業時間、これは小・中学校いろいろあると思いますが、年間を通して現在は何れぐらいの時間数をとってみえるか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

プールの利用時間につきましては、教育課程に示されています時間を目安に10時間程度、夏休み前に1学期に行っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

10時間というふうになっている、1学期で10時間するということですよ。そうすると、2学期はプールの授業はなしと。1学期に10時間の課程を全て終えてしまうというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

そのように解釈していただいて構いません。2学期からは運動会等の練習日が始まります。お願いします。

○11番 吉田正昭君

よくわかりました。そうですね、2学期は運動会がありますので、1学期中にプール授業を終えるということですが、子供たちの健康管理の問題からすると、授業を行う条件として気温・水温等の問題が出てくると思うんですが、多分6月、7月ぐらいに集中して授業が行われると思うんですが、その辺、水温が低いときはどうするか、気温が低いときはどうするか、そのようなことを考慮して先生方は授業をされるのかどうかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君



授業の条件としましては、蟹江町の場合は屋外プールしかありませんので、水温が23度以上をもって実施しております。また、水温と気温を足したものが合計65度以上となった場合は、実施を取りやめております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

そうですね、やはり健康に留意して授業を進めていただかなければならないかと思いますが、そうすると10時間をこなせるかなという心配もありますが、できるだけ進めていただきたいと思います。

それから、最近夏休みのプール教室、私のときは1週間ぐらい学校へプール教室に夏休み行ったような記憶がありますが、最近はどのように夏休みのプール教室、それをさせてみるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

夏休みのプール教室は、各小学校において計画されております。主に夏休み開始から1週間を目安にしておりますが、今年度の場合、この夏の場合は異常な気温上昇のため中止となった日も多い結果となりました。

以上です。

○11番 吉田正昭君

気象状況等により弾力的に教室を行っておるということですが、泳げるようにならないといけないのか、水に親しむのか、水に慣れるのか、いろいろな水泳教室の意味があると思いますので、その辺は弾力的にしていきたいと思います。

また、水難事故に遭ったとき、例えば衣服を着たままで用水や川に落ちたりすることがあった場合に備えて、プールですね、経験のために服を着たまま着衣水泳の授業を行っているのかどうかお聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

着衣泳につきましては、各小学校において実施しております。服を着て水に入った場合の泳ぎ方の難しさを体験していますが、ペットボトルを使って浮く練習もしています。万が一、児童が水難事故に遭った場合に、自分で命を守る方法を身につけさせたいと考えております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

そうですね。最近ですと、あまり町内でそういうような、川に落ちたとか水路に落ちたということは聞きませんが、普段からそれに対する備えをしていただければありがたいと思っております。

それから、今後、公共施設の老朽化に伴い、長寿命化計画に伴う学校施設の改修・改善工事も進められると思っておりますが、現時点でもエアコンの設置やトイレの修繕や雨漏り等、

教育施設の修繕に費用がかかっていると思いますが、プールにも当然のこと、維持管理のための修繕、また、水道料金等ランニングコストも相当かかっていると思います。今後、老朽化が進むプール、そこで行われる水泳教室について、どのように考えていますか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

施設の老朽化につきましては、今年度、個別施設計画書を策定しているところであります。それに基づいて計画的に改修工事を実施し、各施設整備等も同様に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

個別計画書によって順次進められるということですが、多分子供たちが勉強する教室等が中心になると思いますが、プールも水泳教室を行うわけですが、プール自体を今後老朽化が進めばつくり直すのか、いろいろな状況が生まれてくると思うんですが、多分一番先に修繕・改修、建てかえ等が、プールの新設が起きると思いますが、今、蟹江町には民間のプールを使っている施設が2つありますが、そのような民間の施設を使うということも今後考えてはどうかというふうに私は思っておりますが、その辺はどのように解釈されるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

蟹江町では、以前に夏休み限定でしたが、民間のプールを借りて町民プールを開いていた時期もありましたが、そのように、うちのほうとしてできることから検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは次に、保健室の利用についてお聞きします。

児童・生徒は、体力的にも精神的にも成長過程にあります。平日の1日においては、勉強したり運動したり、また、クラブ活動と、活動の中心が学校になります。そして、スマートフォン等の普及により情報社会と化しています。子供たちを取り巻く環境は時代ともに変わってきていると思います。そこで、そのような中で、学校における保健室の役割、これは非常に重要になってきていると思います。

そこで、お聞きしたいと思います。なかなか学校へお邪魔する機会が少ないのです。現実に保健室は、各学校のどのような場所に、どのような体制で置かれているのかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

保健室についてであります。保健室は、各学校とも職員室の近くに設置されております。緊急時の連絡等、とりやすいような形ですね。

どのような体制にということでしたが、現に保健室につきましては、学校教育目標を踏まえ、児童の健康の保持増進を図ることを目的に保健室経営をしております。心や体の健康課題、健康教育と管理の調整、家庭と地域との連携の観点から、保健室に求められる機能は、保健管理、保健教育、保健相談、組織的活動などであり、社会の情勢により内容は変化してきている現状であります。

以上です。

○11番 吉田正昭君

その中で、保健室で傷害等で保健室が利用されるのか。先ほどの話の中で保健室の利用の関係なんです、保健室で傷害等が多いのか、どのように保健室を利用されるのが多いのか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

保健室は、傷害だけではなく発熱などの体調不良や心の相談で利用されることも多いです。児童・生徒の発達段階にもよりますが、小学校では傷害が全体の6割、中学校では病気と心の相談で全体の8割を占めております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

そうしますと、小学校、中学校では利用の形態が変わってくるということだと思います。

そこで、小学校、中学校におきまして、不登校やいじめの問題への取り組みも保健室のかかり合いになるのでしょうか。そして、保健室で心理的なケアの問題に関して取り上げられると思いますが、最近ではスクールカウンセラーの学校での活動が取り上げられておりますが、当町では保健室を利用してこのような活動をされているのか、どのような取り組みをされているのかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

先ほども申し上げましたとおり、保健室には、いわゆるけがとか病気の場合もありますが、心の不調、授業に参加できないというような子供も保健室のほうへ行って、医療の専門の教師、スタッフに支えられているところもありますし、あと、スクールカウンセラーにつきましては2名配置されておきまして、こちらのスクールカウンセラーにつきましては、各中学校を中心に巡回しておきまして、保護者または児童・生徒本人からの希望に応じて、相談活動を年間を通して行っております。これ、非常にニーズが高くて、スクールカウンセラーさんが常時働いているような状態になっております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

保健室を中心にしてスクールカウンセラーの活動で子供たちのケアをしておるといふふうに解釈しますが、例えば、スクールカウンセラーの人たちが、蟹江町に不登校の子供たちが利用する「あいりす」という施設があると思いますが、そのようなところを積極的に進められるのか、精神的なケア、心理的なケアというと非常に難しいのでして、強制しても何ですが、あいりすの最近の利用状況、その辺はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

学校へ行って授業に参加できないようなことが長く続いたりしますと、学校の先生の判断、親御さんの判断によって、あいりす等の紹介というか、申請をしていただくような形になります。あいりすのほうには、9月現在ですけれども6名の方が在籍しております。小学校3年生の女の子が1名、6年生の男の子1名、中学校1年生の男の子1名、女の子1名、3年生の女の子が2名です。1名の指導員と6名の支援員を配置しておりまして、通常、日常は指導員と2、3名の支援員が勤務する体制をとっております。人との交流が苦手な児童・生徒が通っておるということで、学習だけでなく、運動や行事を一緒に行うことにより少しずつ成長しており、次のまた学校へ戻ってくるというようなことを助けておるような状態です。以上です。

○11番 吉田正昭君

6名という方が利用されているということですが、現在蟹江町においては不登校の児童・生徒、どれぐらいなのでしょう。そして、ここでケアされて普通のクラスに戻れる、それかこのまま卒業されるのか、その辺の状況をもう少しお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

あいりすに行ったから必ず学校へ戻れるというわけではなく、正直なところそのまま卒業されてしまう方もみえます。すみません、今ここで具体的に何人ということは触れられませんが、中にはそのまま卒業されるという方もみえます。以上です。

○11番 吉田正昭君

本当に心の問題というのは非常に難しいので大変だと思いますが、できるだけスクールカウンセラーの方も2名みえるということですので、その辺のケアをしっかりといただいて、子供たちが健やかに成長するようにお願いしたいと思います。

それでは次に、学校における防犯・災害時の避難訓練及び対策についてお聞きします。

学校は、授業中は門扉が閉じられますが、外部からの侵入者等、たまにマスコミでもいろいろな報道がされますが、当町におきましてはどのような対応をされているのかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

外部からの侵入者につきましては、まず児童・生徒の登校完了後に門を閉めるようにしています。また、その後、外部から来た方につきましては、インターホンで確認してから、来校を許可するようにしております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

業者等はインターホンを鳴らして学校内に入ると思いますが、突然何者、不審者といいますが、そのような侵入者があった場合、先生及び生徒の問題が出てくると思いますが、そのようなときに先生等はどうされるのか、再度お聞きしたいと思えます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

あらかじめ、そういった事態が起こった場合には各先生がどのような役割、例えばさすまたを持って対応する先生とか、そういったものは決められていますので、もちろん絶対その先生がやるというわけではありませんが、臨機応変にそれぞれが大体の役割が決まっていますので、それに対して、それに沿って行動していただくという形です。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

そうですね、学校いうと、閉じられた中、限られた中でありますから、先生の対応が一番大事だと思っておりますので、先生に対する対応を期待しておきたいと思えます。

それから、各校舎には消火栓設備や消火器が整備されていると思えますが、火災のときの対応、先生初め、児童・生徒含め、どのような訓練、たまには訓練をされるのかお聞きしたいと思えます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

校舎で火災が発生したような場合は、校内放送で火災発生箇所を連絡し、全員が運動場で避難するようにしております。このときの避難経路は、年2回行われる避難訓練で確認しております。先日も新学期早々9月に行いました。

以上です。

○11番 吉田正昭君

火災はそれなりの訓練はされてみえるということで、ただ、消火器や消火栓を利用した、消火器は一遍使っちゃうとだめになりますけれども、消火栓もあると思えますが、消火栓をたまに使って訓練するようなこともあるのでしょうか、お聞きしたいと思えます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

学校のほうに確認しておりませんが、恐らくやっていると思えます。こんな曖昧な返答で、すみません、お願いします。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

私も、当然マニュアルがあって、学校内にはそれなりのマニュアルがあると思いますので心配していませんが、たまにはチェックしていただいたほうがいいのかなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

それから、全国で、先ほども話が出ましたように地震が多発しておりますが、東南海地震が今この地域でいつ起きてもおかしくない状態かと思っております。例えば、学校の授業中とか学校のクラブ活動中、特に地震、震災が来たとき、これはどのように対応するのか。これも一つのマニュアルがあると思いますが、お聞きしたいと思っております。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

地震の場合はいわゆる平行移動、先ほど言いましたように運動場、広いところに逃げるといったことがありますし、あと津波が到来するような場合につきましては高いところへ逃げるといったことで、例えば各校舎の一番高いところ、4階があれば4階ですし、3階があれば3階、また、教室だけじゃなくて廊下も使っていただいて、なるべく高いところに逃げるような訓練をしているような感じです。

以上です。

○11番 吉田正昭君

耐震工事もしましたので倒壊するということはないと思っておりますので、先ほど言われたように、地震等は広い場所に逃げるのか、津波が来たら屋上に行くのかという形になると思いますが、少しいろいろとお聞きしましたが、国は学校保健安全法を打ち出しております。震災等の教訓から、児童・生徒、自分自身の安全のためにいろいろと定めた項目があると思っております。先ほどお聞きしたことは、その取り組みの中の一部にすぎないと思っておりますが、子供たちの生活環境は昔と違い危険なことが多くなっております。児童・生徒自身が身を守るための教育、指導等を学校保健安全法に基づいてしてみえると思っておりますが、具体的にどのようにされてみえるかお聞きしたいと思っております。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

各小・中学校におきましては、毎年年度初めに学校経営案というものを作成し、海部教育事務所へ提出しております。その中に、先ほど議員おっしゃられました学校保健安全法の第27条に規定されおります学校安全計画というものも含まれておりまして、この年間計画に沿った行事、児童・生徒に対する安全管理、安全教育、組織活動が行われております。また、同じ学校保健安全法の第29条に規定されております危険等発生時対処要領につきましては、危険等発生時における学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処マニュアルを作成し、避難訓練などで活用しておるところです。

以上です。

○11番 吉田正昭君

国の基準等に定められてそれなりの方針と、先ほどお聞きしましたように訓練ないし避難行動もされてみえると思いますので、ただ、本当に学校に関しては先生たちが頼りになりますので、その辺を、先ほども言いましたが、先生たちに対するいろいろな思いをこちらのほうが伝えるべき対応をするときがあれば伝えていただきたいと思います。

最後に、今、先ほども言いましたように日本全国で地震、台風、集中豪雨などの災害が多発しております。学校の体育館が避難所になっていますが、警報が出たらすぐに避難所開設になるのか。この間、お聞きしたら、警報が出ておるのに電気ついていないよというようなことをお聞きしましたので、避難所開設における開設基準はどのように定められているのかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

先日ありました台風などの接近により警報などが発表された場合、早目に自主避難をされる方のために、蟹江中央公民館、蟹江中央公民館分館、蟹江町図書館の3カ所を避難所として開設しております。避難勧告などの発表が必要となった場合には、その発表に先立ち、指定緊急避難所兼指定避難所となっています各小・中学校、希望の丘の管理棟、指定避難所である老人福祉センターを避難所として開設します。この場合、小・中学校におきましては、一時的に体育館に避難していただくこととなり、この時点で体育館での避難所の開設となります。

以上です。

○11番 吉田正昭君

私たちが、警報が出れば、すんと全部避難所が開設されるというふうに実は解釈しておりましたが、この間の台風で先ほどの3カ所がまず開設されたよという連絡をタブレット等にいただいておりますが、一般の方はわからないと思うんですね。警報が出たら即避難所の開設だというふうに解釈するのが一般的じゃないかと思うんですが、これはいろいろな人員の配置とか、いろいろな状況等により非常に難しいことかと私も思いますが、その辺のことを一度考慮していただいて、住民の皆さんに周知徹底していただくようお願いしていきたいと思います。

それでは、先ほどいろいろ聞きましたが、子供たちが勉強や運動に励むには、学校の施設が一番大事でありましようと思っております。そのためには、先ほどもお聞きしたように、特別教室のエアコンの設置を早くしていただきたいと思ひますし、また、その先には学習レベル、教育レベルの向上というのが、子供たちが健やかにすくすく育つのも、これが一番大事かと思ひますが、もう一つは、同じように教育レベルの向上ということも非常に親御さんにとっては関心のあることかと思ひますが、施設が整ったら、次は教育レベルの向上かなというふうに思っておりますが、向上のための施策等々は今後どのようにされていくのかお聞きしたいと思ひます。

○教育長 石垣武雄君

最後に、今後の子供たちのそういう学力面というようなことでありますが、きょうはハード面ということで、教育委員会の事務局としては、学校の先生方が健やかな子供を育てるために、一生懸命頑張るそのためのベースとして、ハード面でエアコンとかそういうようなことが今話がありました。そういう点でのバックはしていくわけですが、いかんせん、子供たちを目の前にするのは担任の先生であります。学校では今も行っておりますが、先生方のそういう現職教育というのがありまして——勉強会ですね。指導案をつかって、一つの授業を見ながら、そういった検討をしてどうやっていくかと。そういうような検証も行っております。これについては今までも行っておりますが、さらにこれから、特に学力面言われたんですが、なかなか愛知県蟹江町、全国レベルでいうとまだまだ問題があるかなということをおもいますし、体力面も、この前、総務常任委員会もありましたが、あわせて学校の校長先生にもお願いしているところでありまして、そういう意識でもって子供たちの健全育成、健やかな子供を育てるために頑張っておっていただきますけれども、まさしくきょうのこういうようなことも受けまして学校にも働きかけて、少しでもいい子供たちができるような形でお話をしていきたいというふうに思っております。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

日ごろからそういう目的意識を持っていないと、子供たちの成長そして学力の向上はないと思いますので、でも、頼りになるのは、先ほど言われましたように学校の先生ということですので、今後とも学校の先生と手を携えて、いろいろな施策をしていただきたいと思っております。

最後に町長にお聞きしたいと思っておりますが、10Kということで、「K」、教育も入っておりますが、この10月からですか、多世代交流施設「泉人」もできますし、観光行政の一環としてユネスコに須成祭も登録されまして、そして観光交流センター「祭人」もオープンしましたが、観光行政のKということでもいいかな。観光に関しては、観光協会も独立しまして少しずつ進んでいるように思いますが、教育行政ですね、先ほど教育長にお答えいただいたんですが、町長として教育行政全般にどのように考えてみえるか、最後にお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

吉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

平成17年4月に蟹江町長に就任して以来、5つのKでスタートさせていただきまして、そのとおりであります。観光行政をまず一面に出させていただいたのは、我が地域蟹江町を少しでも知らしめたいということと、こんなにすばらしい郷土のいろいろなものがあるということをお蟹江町の町民自身も認識が若干欲しかった。私も含めてでありますけれども、そんな



中で今は10Kになりましたけれども、5Kの中での最初のポイントが教育・健康、当然教育、今ご質問いただきましたように、教育というのは生まれて没するまで、これが私は教育だというふうに思っています。子供たちは、当然自分たちのことは義務教育でしっかりと先生方に教えていただき、そして家庭では両親、近所の人、地域が子供たちの教育を見てくれた時代もありました。残念ながら今現在核家族化が進んだという言葉も久しいわけでありませけれども、当蟹江町、本当に古い町であります。来年130年を迎えるそういう町の中で、まだまだ地域力、コミュニティー力は私はあるというふうに考えてございます。そういう意味で、できるところはしっかりと義務教育で蟹江町は羽ばたかせ、それ以後は地域が、この蟹江町が官民一体となっていていろいろな事業を起こし、子供たちにその影響力を誇示していきたいな、こんなことも今思っています。

具体的に何をすればということ、今ここではなかなか申し上げられないかも知れませんが、皆様方も含めてでありますけれども、この地域の教育、観光全てが多分一つの大きなハブでつながっていると思っておりますので、何一つ取っても、欠けても、蟹江町が前に進むのがつらい状況になるというふうに考えておりますので、ぜひともまた議員各位にもご協力いただければというふうに思います。適切な答えができなかったことはご勘弁をいただきたいというふうに思います。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

町の運営というのは、町長の思いが一番だと思っておりますので、先ほどお話しされましたように、町に対する思いは非常に強いものがありますし、特に今回、私は教育についてお聞きしたわけですが、今後とも教育行政に力を入れていただいて、蟹江町がよりよい町になるように、地域から認められる町になるようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

質問2番 伊藤俊一君の「小中学校への通学路の安全対策について」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しいたいただきましたので、小中学校への通学路の安全対策についてと題しまして質問をさせていただきます。

まず最初に、台風21合で被害に遭われました方々、また、北海道厚真町地域での地震で被害に遭われた方々、そしてお亡くなりになりました方に、心からお見舞いのご冥福をお祈り

申し上げる次第でございます。議長からもお言葉がございましたけれども、私からも重ねてお言葉を申し上げたいということでございます。

さて、平成30年6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震によりまして、2名の方がブロック塀の崩落に巻き込まれる痛ましい事故がありました。国より、塀の所有者などに安全点検を行うよう注意喚起がなされ、蟹江町においても早速通学路を調査されました。結果、危険と思われる塀があることが判明したため、町民の生命・身体及び財産を地震による災害から保護する観点から、危険なブロック塀などの撤去の促進を目的に、ブロック塀など撤去費の補助制度を設けたいと9月5日の全員協議会で説明がございました。今議会に提案されることになっております。

9月4日の台風21号におきまして、大阪府で8名、愛知県で2名、三重県で1名、滋賀県で1名、けが人は全国で約460名となり、未曾有の被害でありました。また、関西空港は大変な状況である中で、9月6日午前3時8分ごろに北海道厚真町地域で震度7の地震が起き、土砂崩れや家屋の倒壊が相次ぎ、液状化現象で地盤が崩れ、道路は分断され、死者が多く出ました。池上彰緊急スペシャルというテレビ番組で、今、日本列島が危ないと言っておりました。南海トラフ巨大地震について、最近の情報によりますと、スロースリップが南海トラフで起きており、巨大地震の前触れであるとの指摘もあり、この地域ではマグニチュード9.1で震度7、津波が5メートルと予想されているとのテレビ報道もございました。事前の臨時情報に気をつけ、事前に避難し命を守ることが大切であるとのことであります。特に蟹江町におきましては、連携がいかにか大切かということは今回のいろいろなことで体験されたと思います。このような災害が多い状況の中、ブロック塀の危険箇所をチェックされ、安全対策を一日でも早く推進するため補正予算を議会に上程されることは、住民意識を高めるためにも有意義だと思っております。

そこで、質問させていただきます。

蟹江町におきまして危険なブロック塀について調査をされたと全員協議会で説明がありましたけれども、いま一度、どのような調査をされたのか、町民にわかりやすく説明をいただきたいと思っております。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました全員協議会でのブロック塀の調査についてお答えさせていただきます。

先ほど議員のお話にもあったように、ことし6月に発生しました大阪府北部の地震により、2名の方がブロック塀等の崩落に巻き込まれる痛ましい事故がございました。これによりまして、国から緊急的に塀の所有者等に安全点検を行うよう注意喚起がなされました。

蟹江町におきましても、教育委員会により通学路等を調査した結果、安全上危険と思われる塀が確認されましたので、その危険と想定される箇所と通学路を考慮しながら線で結び重

点対策区域としまして選定しまして、県の建築担当職員と町職員によりパトロールを実施いたしました。

その調査方法としましては、目視及びメジャーなどの簡単な計器によりまして、塀の高さ、塀の厚さ、控え壁の有無、コンクリート基礎の有無、傾斜の有無、ひび割れ・破損の有無の6項目を点検いたしまして、1つでも該当すれば不適合として判断いたしております。

調査の結果としましては、143カ所点検し69カ所が不適合と確認されたため、今後はその塀の所有者に対しまして、点検結果及び安全対策に関するパンフレットのポスティングをするとともに、注意喚起を行う予定でございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

次に、通学路でブロック塀をすぐに撤去したい、危険だから撤去しなきゃならんという思いでおられる方があろうかと思えますけれども、10万円の補助金の中で、なかなか予算的に難しい、というようなこともあろうかと思えますけれども、緊急に対応しなければならないというようなときに、どのような対策をお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問ございました限度額に対して撤去できない場合の対策等についてお答えさせていただきます。

まず、予定しています補助制度につきましては、地震による倒壊等により道路または公共施設の敷地に影響を及ぼすおそれがあるブロック塀等に対しまして、その撤去に要した経費または撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、10万円を限度額として補助を行う予定でございます。

ブロック塀等はあくまでも個人の資産でございます。その所有者の責務において安全に管理していただくことが前提であります。町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護する観点から、危険なブロック塀等の撤去の促進のきっかけになるよう補助制度を設けるものでありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、危険性が確認され緊急に対応しなければならない場合には、付近通行者に速やかに注意表示をしていただき、できるだけ早い時期に安全なものに改修するか撤去の依頼等を行ってまいります。このように依頼を行ってまいります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

予算的なこともあって大変だと思いますけれども、いろいろと危険な場所で緊急を要するということがありましたら、またそれなりに対応を検討いただきたいなど、そんなふうに思います。

そして、限度額が10万円、これ10件、100万円ですね。こういった補正予算ということでもありますけれども、周知徹底が行き届くと10件では済まぬというようなことも当然出てくると思いますけれども、そういった足りない場合に速やかに対応ができるのかどうか、そういうことも含めてお尋ねいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

補正額の100万円に対する対応ということで、ことしの6月に発生した地震を受けまして、補助等の問い合わせの状況としましては数件ほどでございました。まずは緊急措置として、限度額10万円の10件分である100万円の補正予算を上程させていただき、対応を図ることで補助制度を創設し、町としても支援制度があることをまず周知していきたいと考えてございます。その結果、撤去補助の申請者が多数であれば、補正予算等により対応を図ることを検討してまいります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そのような対応の仕方によからうと思いますけれども、できるだけ早い対応をお願いしたい。

そして、私ども防災建設常任委員として、地元議員としても地域で危険場所はないかというようなことで見回ってまいりました。また、9月6日の午後、防災建設常任委員会委員全体で、視察研修に学校、保育園に行つてまいりましたけれども、その視察をした結果、ブロック塀が特別に危険であるというようなところもなく、また、これは頑丈にできておるといふようなところを視察したというふうに記憶しておりますけれども、私は、これは何のために視察に行ったのかな、もう少し危険な箇所があるということでありましたので、それなりに危険な箇所があるのではないかと。舟入小学校のブロック塀は確かに軟弱でありましたけれども、それ以外はそれほどでない。それ以外の民間の箇所で相当な危険な箇所があるのではないかとこのように思いますので、そんな場所はどこに多くあるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

調査の結果についてお答えさせていただきます。

今回実施しました調査につきましては、小学校区別に5つの地区に分けて調査を実施しております。その結果でございますが、民間の建物でございますので、この場では特定した場所については控えさせていただきますが、学区別の状況としまして、不適合件数としまして、須西が38件、蟹江が15件、舟入が10件、新蟹江が3件、学戸が3件という結果でございました。

今後も、地元議員として情報提供等をいただければ、町としても再度調査に出向きまして、不適合のブロック塀等の所有者に対しては、点検結果及び安全対策に関するパンフレットの

ポスティングをするとともに注意喚起を行い、今回の補助制度をお知らせしながら改善の依頼を行っていきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

なかなか特定の場所を担当者と言うということは難しかろうと思えますけれども、我々地域でいろいろ見てまいりましたところ須西学区が多い。私が須西地域を特に見て回りましたが、確かに多いわけでございます。こういったことについて、それぞれの地域の方が意識をもっと持っていて、ここ、通学路になっているから皆さんで話し合っ安全対策を考えようというようなことも必要ではないか、そんなふうに思いますし、先ほどもお話しありましたように、ポスティングをしたり、いろいろな注意喚起を促していただき、啓発活動を周知していただくということが大切であろうと、そんなふうに思っております。

特に今回、北海道の地震、21号の台風で大阪地域が特に、愛知県でもそうでしたけれども非常に被害が出たわけであります。こういった、特に蟹江町におきましては、ブロック塀をいかにして、補助金を出してでも住民の尊い命を守ろう、けが人のないようにしよう、財産を守ろうというような形で今回補正予算を上程されたということについては、少しは遅かったな。他市町村では既に行っているところもありますけれども、しかし、こういったタイミングで出されたことに対しては、担当者も一生懸命努力されたなということで感謝も申し上げる次第でありますけれども、何としてでも、有事の際に、ああ、やってよかったなというような状況ができるようにぜひ努力していただきたい、そんなふうに思いまして、質問をさせていただきます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

質問3番 板倉浩幸君の1問目「民営化でどうなる？私たちの水道は！」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、1問目として「民営化でどうなる？私たちの水道は！」と題して、民営化、広域化は水道危機の解決策になるか伺っていきます。よろしく願いいたします。

質問の前に私からも、北海道の地震、また、台風20号、21号を初め、各地で災害が続いています。亡くなられた皆さんにお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

公共サービス市場化の流れは命の水にまで及び、水道事業を民営化するための水道法改正が第196回通常国会に再提出され、この改正案は昨年の通常国会に提出され衆議院解散で廃案となっていました。水道法改正案は、働き方改革関連法案に押されて審議入りは未定だったものが、6月18日に発生した大阪北部地震により21万人以上が水道の被害を受けたことを口実に、一気に審議入りをし、水道事業の運営権を民間に売却できる仕組みを導入することなどが盛り込まれた水道法の改正案が、衆議院であつという間に可決されてしまいました。参議院では見送られましたが、次の通常国会で成立されようとしています。水道民営化は、海外では水道料金が5倍に急騰するなどの問題が起きており、我が党は、水道民営化によって国民の生命に係る分野で利益が優先され、老朽化などの諸課題の解決に逆行し、人件費削減や住民サービス後退を招くと考えております。

改正案では、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応、水道の基盤の強化を図るための趣旨とされています。概要については、施設の維持・修繕を事業者に義務づけることを明記し、更新費用を含めた収支の見通しの公表を求める。急激な値上げを防ぐ狙いだが、料金の見直しに向けた議論が出てくる可能性があり、さらに、小規模の事業者ほど経営基盤が弱く職員も足りないため、都道府県を推進役にして広域連携を進める。一方、改正案には新たに官民連携方法のコンセッション方式が盛り込まれており、自治体が水道事業の認可と施設の所有権を持ったまま、運営権を民間企業に委ねられる。企業は自治体が条例で定めた範囲で料金を決められるというのが改正の概要であります。コンセッション方式について後ほどお聞きします。

そこで、初めにお尋ねいたします。

国は、水道事業の将来について深刻な技術者不足、いわゆる「人」、更新時期を迎えた施設の工事や耐震化など、いわゆる「モノ」、人口減少による水需要低下に伴う収入減少、いわゆる「お金」という課題に直面し、危機的状況だとしています。そして、広域化と官民連携が唯一の解決策かのように政策誘導していますが、そこで、当町の水道事業は危機的状況だと言えるのか、答弁をお願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

当町の水道事業は危機的状況だと言えるのかというご質問についてお答えいたします。

水道事業の平成29年度決算においては、3条予算で黒字を計上させていただいておりますが、水道料金で前年対比しますと61万1,000円の減少、有収水量では9トンの減少となっております。現在において当町の水道事業は危機的状況ではございませんが、今後、施設や水道管の更新を進める上で厳しい状況になっていくと考えられております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。この質問に関しては、最後にまた再質問をさせていただきます。

それでは次ですが、水道法改正における広域化と民営化はどのように考えているのかお聞かせください。

○水道課長 伊藤和光君

広域化と民営化にどのように考えているかというご質問についてお答えいたします。

水道の経営基盤、技術基盤の強化のため、広域化や官民連携を行うことは有効であるとされております。愛知県においても、広域連携に向け愛知県水道広域化研究会が設置され、広域化に向け検討されております。現在、水道事業の経営状況は悪くないため、すぐに広域化や民営化を考えなければならない状況でございませませんが、引き続き、愛知県水道広域化研究会議や名古屋市主催の連携会議に参加するなど、意見交換、情報収集を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは次に、水道法改正の今回の案の目的について4点ほどお伺いいたします。

この改正案では、現行法である水道を計画的に整備し及び水道事業を保護育成するのを、水道の基盤強化をすることに変更するとしています。水道法制定により、国民皆水道は達成すべく国が責任を持って安全で安定的に水を供給することは、ほぼ達成したと言えますが、普及率が一定の水準に達したから水道事業の保護育成がされてきたか、国は人・モノ・カネの面で現行法の責任を果たしてきたのでしょうか、私は少し疑問だと思います。

これまでの広域化を大きく書きかえられ、または新設されます。都道府県が広域化の区域を定めることができ新設される協議会では、都道府県が組織し協議会の構成委員となった市町村は、その協議結果を尊重しなければならないとなっております。今回の広域化も、事実上、国や県のトップダウンで「広域化に加われ」となりかねません。法案成立後、国が策定する基本計画は、広域化と官民連携はセットで進める、このようなことから推測すると、広域独占水道企業への道ではないかと危惧を感じます。

それでは、1点目としてお聞きいたします。

水道施設運営等事業コンセッション方式の導入に関して、地方公共団体が水道事業等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受け、水道管施設に関する公共施設等の運営権を民間事業者を設定できる仕組みを導入し、その手続を水道法上の問題点を整理しつつ、簡略化し明確にしたものであります。コンセッション導入推進法にあるコンセッション方式としてはどのようなものか、まずはお聞きいたします。

○水道課長 伊藤和光君

水道法一部改正案におけるコンセッション方式とはのご質問についてお答えいたします。

改正案におけるコンセッション方式とは、民間資金等の活用による公共施設の整備等の促

進に関する法律のこの仕組みを活用いたしまして、利用料金の徴収を行う公共施設において、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業に設定し、長期間運営を委ねる方式でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、コンセッション方式とはどのようなものか答弁をもらいました。私も整理するために、理事者側の方々にも、また議員の皆さんにもパンフレットにアップしております。今の説明でいくと、コンセッション方式は、施設所有権が公共主体、いわゆるここでいうと蟹江町、運営権を民間事業者で、運営権自体を町とし、また、民間事業者は市町村に対価の支払いをし、また、民間事業者は利用者、いわゆる蟹江町民、住民の皆さんにサービス提供を行い、また、利用者が利用料金の支払いをするという流れになると思います。民間事業者自体が、今、実際にあるかどうかなんですけれども、世界的に外資系の企業がほとんどを占めております。いわゆる水メジャーと言われている外資系企業であると思われまます。国は、水道事業への、答弁があったコンセッション方式の導入を行う際に、監査やモニタリング体制の充実、民間事業者の事業計画の妥当性の確認、料金設定等の契約条件、その調整、メカニズムの明確が重要になるとしてはいますが、このようなチェック機能が維持できるのか疑問であります。当町においても、このようなコンセッション方式導入が行われた際、チェックができるのか、答弁ができましらお願いをいたします。

○水道課長 伊藤和光君

現在においてはコンセッション方式というものを考えておりませんので、そういった資料等をこれから集めまして、しかるべきことを考えなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

まだまだこれからということで、実際に法案が通っているわけじゃないということで、まだまだこれからで、勉強する課題たくさんあると思います、水道法の改正は。

それでは次に、少し災害時のところで聞きたいと思います。

コンセッション方式では、資産は町が保有し運営権だけを民間企業に任せるから、災害時にも国からの援助、また、災害協定を結ぶ他自治体からの応援が受けられるとしています。確かに資金面ではそうなのですが、人的支援には大きな問題が生じると思われます。

そこで、2点目として、コンセッション方式で災害時も大丈夫なのかお聞かせください。

○水道課長 伊藤和光君

この方式で災害時も大丈夫なのかというご質問についてお答えさせていただきます。

この方式での実施する具体的な業務範囲の中で、災害時の対応を行うことも定められてお



ります。しかしながら、大規模災害時など、公共施設所有権が地方団体が所有していることになるため、運営権利者と地方公共団体とで連携して対応することとなります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、災害時でも民間企業で大丈夫なのかということの答弁をもらいました。

災害支援時の人件費は、基本給部分を派遣側事業体が受け持ち、手当部分は被災地が受け持つことが基本になっていると思います。つまり、被災側は他市の水道料金で支援を受けることになり、公営と民営で公平性が保たれるかという課題があります。なぜなら、災害派遣を行っている間も派遣側には通常業務を行う必要があり、派遣している間、残った職員のその部分の負荷がかかります。日常的に災害支援する能力も維持していく必要があります。私が何を言いたいかというと、利益を優先する民間企業では、災害支援能力を維持することができるか、また別契約が発生するのではないかとということがあります。この点について答弁がありましたらお願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

すみません、まだ私ども、コンセッションという方式について勉強不足でございます。今後、こういった方式の中、皆さんの事業体を確認しながら勉強させていただいて、前に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ある意味、こういうことが起こり得るではないかということで僕も今回質問をしております。

それでは次ですが、過去の例で、コンセッション導入計画の古いものは、2004年に香川県善通寺市に可能性調査結果を報告した例があります。住民の反対もあり実現はしませんでした。最近では、大阪市、奈良市で導入計画が市議会で提案されましたが、いずれも否決され、現在も浜松市、天津市などで進められている計画に対して市民団体が動きを始めております。香川県は14年に広域化計画を公表して以降、法定協議会へ県内全ての自治体に参加するよう力づくで進めてきました。ある自治体では、広域化への参加で本市水道へのメリットは余り感じられないとし、2市が参加を見送りましたが、県は市町村ごとの水道料金の試算結果を公表し、不参加の自治体は倍の供給単価を示し、水道料金が大幅値上げになるというものがありました。県水を使うなら広域化に不参加の選択肢はないと言っているのと同じであります。

そこで、3点目として、現在コンセッション導入計画を浜松市のように進めている市があります。暮らしに直結する事業の民営化に対して、多くの市民が疑問を抱き、反対していることは認識しているのか、答弁をお願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

多くの市民が疑問を感じ、反対していることを認識しているかという質問についてお答えいたします。

海外での水道事業民営化失敗の事例や水質の心配、水道料金の値上げ、サービスの低下など、さまざまな疑問が生じていることは把握してございます。新たな試みをする場合において、住民の方々へわかりやすく説明し、理解を求める必要があると考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

少し浜松市での状況をお話をいたします。浜松市では、2018年、本年4月から一部下水道施設をコンセッション化、さらに上水道事業にも導入が計画され、本年度中に導入が決定されようとしております。コンセッション化は、財政の見通し、将来収益見込み、職員の減少、技術継承問題、水道料金の問題、水道料金の決め方、職員、地元事業者の連携など多くの問題点があり、川や海の環境、命の水を守るために民営化の流れを食いとめる必要があると聞いております。

水道法を一部改正する法律案について最後の4点目ですが、少し答弁がありました。愛知県でもコンセッション方式、広域化導入計画の話があるのか、また、考えているのかお聞かせをください。

○水道課長 伊藤和光君

愛知県でも、民営化、広域化を狙っているのかというご質問についてお答えいたします

現在、愛知県におきましては、先ほど述べさせていただきましたが、水道事業の基盤強化のため水道の広域化を推進しております。平成25年に愛知県水道広域化研究会を設置し、各事業の現状を把握の上、課題を共有し、広域化方策について意見を交換しながら検討会議が進められております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

少しお話を続けますが、水道広域化の母体となろうしている企業団、また、県営水道事業体は、企業団議会や県議会で事業計画が決まって行くため、参加自治体、いわゆる市町村の意見が反映しにくい仕組みとなっており、コンセッション方式は長期契約であるため、問題があったときには住民にさらなるツケが待っているかもしれません。水道法改正の狙いは、シェアの拡大と不採算地域の切り捨て、また、地方議会への関与の制限、災害時のリスクの軽減など、民間企業に有利な市場の形成だと考えています。

次の質問であります。広域化と民営連携をセットで進める国の狙いにおいて、広域化、民営化ではなく、水道の安定を将来にわたって住民に供給できる体制づくりであり、水道が福祉なのか、商品なのかが中心であります。水道は商品ではありません。水道事業は、全ての

国民に安全で安定した水の供給を行うという生存権の保障を具現化する事業であり、水道法、地方公営企業法の理念に立ち返り、水道事業の再構築を図ることが、国、また、自治体の責任だと考えております。先ほど水道は商品ではないと私は考えております。そこで、水道法は商品ではない考え方と、国・自治体の責務だと考えるかをあわせて答弁をお願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

水道が福祉なのか、商品なのか、また、安定した水道水を送るため再構築を図ることが自治体の責務についてのご質問についてお答えいたします。

蟹江町が供給している水道は、愛知県から100%購入し皆様へ供給している水道水で、いわば商品になると考えております。しかし、地方公営企業法において、地方公営企業は常に公営の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされております。いわゆる福祉の要素を兼ね備えているものになります。水道水は、通常商品として売られているミネラルウォーターと違って、水道法で水質、安全基準が厳しく定められております。また、他の電気、ガスなどのライフラインと違って、生命の維持に直結する最も重要なライフラインでございます。

今後も、効率的な事業運営のもと、管路耐震化を含む計画的な施設更新を行い、安心・安全で安定した水道水を供給するため、引き続き経営努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

確かに水道法、水道自体、県水から水を供給してもらい、皆さんのもとに水道料金として徴収する商品ではあるかもしれませんが、実際には水自体、福祉事業であることは確かです。生存権の保障と公衆衛生の向上についての国の責務と定めた憲法25条に基づいているのが、福祉事業の水道法であります。

それでは、町長に少しお尋ねをいたします。

市町村などの水道事業者は、人口減少による収入減などで赤字体質のところが多く、老朽化した水道管の更新がおくれていたことが水道法改正の背景とされております。老朽化した水道管更新がおくれているのは水道事業の赤字にあり、その解決法が民間企業参入を認めるということですが、先ほど課長からも答弁がありました。町長自体、蟹江町の水道事業、どう考えているのか、今までの質問また答弁も含めて考え方をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。担当者との重複する部分があるかも知れませんが、ご勘弁をいただきたいと思っております。

先ほど来、水道法だとかいろいろな法律のお話をされました。ご存じのように、水はただ

というイメージが尾張地方って結構多いんですよ。板倉さんも認識をしてみえると思いますけれども、自噴水が大変豊富な当蟹江町は、まだ数十年前までは井戸水を使ってございました。若干水質の悪化等々によりまして、県水100%という今切りかえになったわけですが、極端な選択ではなく、例えば福祉か商品かという、そういう両極端のお話ではなくて、我々も福祉に供するものだというふうに、水というのは命のもとでありますので、十分それは理解をさせていただいております。

あと、今回のことにつきましては、先ほど配っていただきましたコンセッション方式、指定管理者みたいな感じだというふうに理解をさせていただいておりますが、当蟹江町も、冒頭に担当が申し上げましとおおり、受給者が減ってきてございます。そして、今9月議会では決算にお示しさせていただきますが、9,000万円ほどの黒字も計上を実はさせていただいております。ですからどうだという話ではありますが、決して極端な選択をするつもりはございません。そういう意味で、まだまだ蟹江町は資本的収支も、そういう収支条件においても、しっかりとカバーリングできる状況にあるというふうに考えてございます。

ただ、将来的に申し上げますと、ミネラルウォーターを皆さんとられる家庭が大変多くなったということも認識しているわけでありまして、ミネラルウォーターは食品衛生法でしっかり衛生が決められておりますが、それ以上厳格な水道法で蟹江町の水は守られておりますので、非常にきれいな安心・安全な水をこれからも安定的に町民の皆さんにしっかりと供給していく、これが地方公共団体の公営企業体の大きな役目だというふうに考えてございますので、町といたしましては、コンセッション方式、いろいろな議論がこの先されるかもわかりませんが、今急激にそれに切りかえるという考え方は、今現在は持つてございません。将来的なことにつきましては、また皆様方とご相談をさせていただくことがあるかもわかりませんが、水道企業の中でもしっかりと安定運営をこれからも図っていただくべく、議員の皆さんにはいろいろ予算を提案させていただくかもわかりません。その節にはよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

以上であります。

## ○2番 板倉浩幸君

今回決算議会で水道も決算が上がっています。私も今にらめっこ状態ですけれども、確かに9,000万円の黒字であります。赤字体質、赤字の水道事業所もたくさんあります。過疎化地域等いろいろあると思います。そういう面で、蟹江町の尾張地帯自体、水辺がやはり木曾川、また、豊かな水源地だと思います。

最後ですが、私からは、本来水のあるところに人は生活をします。その恵みを享受してきました。建設技術の進歩により、遠く離れた水源に水を求めることは可能になりましたが、コストは莫大なものになります。健全な水環境と言えません。福島原発事故で明らかとなったように、電気も消費地から遠く離れた土地で危険な原子力発電を行い、都会で大量消費し

てきましたが、結局はコストの高い電源であることに気がついたと思います。そして、水もダムという大量消費のための投資を行い建設をしてきましたが、結果、水余りとなり、水道事業経営を苦しめたと言えます。

国が水道の基盤強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定、推進するとし、都道府県はその区域の市町村の区域を超えた広域的な水道事業の連携を推進し、市町村もそれに従っていく構想が見えます。水道法は60年前からの施行時から、貴重な水を大切に使うという理念を持って生まれ、水道事業は全ての国民に安定した水の供給を行うという生存権の保障を具現化する事業として発展してきました。質問したように、いま一度、水道法、地方公営企業法の理念に立ち返り水道事業の再構築を図ることが、国や地方自治体、蟹江町でもありますが、それが仕事であり、また、広域化、民営化を進めるかどうかは市町村の判断であります。無駄を省き、地域の実情に即した計画をつくり、必要な更新計画と財源計画を立案することで、市町村がみずからの水道を守ることは大いに残されております。

以上で、私たちの水道は民営化、広域化で水道危機の解決策になるかとして質問をさせていただきましたが、いま一度、この水道法改正、慎重に議論をし、最終的には市町村の判断でありますので、よろしくお願ひ申し上げまして質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分から再開いたします。暫時休憩といたします。

(午前10時47分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長 奥田信宏君

板倉浩幸君の2問目「災害対策のあり方について」を許可いたします。

板倉浩幸君。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

2問目として、「災害対策のあり方について」と題して、忘れたことながらも必ず襲う災害、そのとき人々と地域を守るためにとして伺っていきます。

初めに、災害は地域が消える危機についてであります。

ことしも西日本などが水害に襲われ、200人を超える犠牲者が出てしまいました。戦後最大の水害は1959年の伊勢湾台風、犠牲者は5,000人を超えました。地震災害では2014年の東日本大震災となりますが、関東大震災では10万人を超える犠牲者で、水害と地震災害とも、

戦後直後の件数も犠牲者も多い傾向が見られます。

とりわけ水害であります。これは戦争による、国土が荒廃したという社会の脆弱性が反映されていると考えます。枕崎台風のときも、政府は天気図すら作成できない状況でした。犠牲者は73年間に気象災害で42件の2万5,000人、地震では17件の3万4,000人が犠牲となっております。合わせて、年に800人余りが水害と地震で犠牲になっており、水害のほうは件数が多いながらも犠牲者は地震ほど多くなく、高い発生頻度と小規模、ローカルな規模を意味します。それだけに、地域性のより高い災害になります。

交通災害や、自殺や過労死などの社会災害も、社会の脆弱性の一つで、現在の大きな社会問題であります。自殺は、昨年だけでも2万1,000人余りに達し、20世紀前後は3万4,000人でした。東日本大震災を上回る津波が毎年日本列島を襲っていることになります。交通事故死亡者は、昨年度（2017年度）で4,000人ほどですが、1970年代前半には年間1万5,000人で、交通事故でも東日本大震災と同様な犠牲が毎年起きていることになります。毎年2万人を超える人々が、みずからの命を絶つことは本当に痛ましいことでもあります。そんな人が一人でも少なくなる社会を実現するべきであります。

でも、自然災害は交通災害と社会災害とインパクトが違います。その一例が、御嶽山の噴火災害です。御嶽山は、2014年の有史4回目の噴火で63名の登山者を失いました。一方、岐阜県での交通事故犠牲者数は75人、昨年度であります。地元木曽地方では主たる産業、観光が大きな打撃を受け、観光客が何万人と減り、地元は現在も大きな打撃を負っています。それでも、県は現在でも県民を守ることが第一義という観点で防災を進めています。災害で住民を失わなくても、地元住民は首が締まることを理解してくれないと聞いたことがあります。交通災害も自然災害も、犠牲者の家族は大変ながら、直ちに地元の死活問題になりません。交通災害や自殺など社会災害は、現在のところ自治体の課題ですが、国規模の課題でもあります。一方、自然災害は主に地域の問題で、地域の存続に大きく影響いたします。

そこで、お聞きしていきます。

自然災害から立ち上がるのは、まさに地域の人々の命と暮らしを守る重要な課題であります。もちろん災害を待つのではなく、災害から復旧・復興、防災を含めて取り組まなければならない課題であり、防災ももちろん必要であります。自然災害から立ち上がるのは、まさに地域の人々の命と暮らしを守る復旧・復興も重要な課題だと思います。このことについての考え方と取り組んでいる施策を防災も含めて答弁をお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、災害は地域が消える危機についてお答えいたします。

地震、豪雨等さまざまな災害で、被災地域は大きく姿を変えてしまいます。復興した地域でも以前と町の姿が大きく変わってしまい、被災者の中には地方へ避難を余儀なくされる方もおられます。しかしながら、命さえ守ることができれば、復興・復旧に向け、前に進むこ

とができます。町としましては、ライフラインの回復、物流回復のための道路整備などを初めとして、復旧・復興に向けて展開していく考えであります。

初めにも述べたとおり、近年集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水し、堤防が決壊し、甚大な被害が発生する事例もふえてきています。また、南海トラフ地震の発生が危惧される中、洪水、津波、浸水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識した上で、氾濫時の危険箇所や緊急避難場所、避難所についての正確な情報を知っていただき、命を守る行動につなげていただくことが何より大切であると考えます。町としましては、蟹江町洪水ハザードマップ、浸水津波ハザードマップを作成し、全戸配布をしております。また、防災訓練、防災学習会等で町民に周知しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

それでは次ですが、いかに災害に備えるかとして、襲った災害を振り返ることについて少しお尋ねいたします。

雨も地震も多い島国日本です。どこの市町村にも災害に襲われた歴史は必ず残っています。災害の歴史において、同じような災害が同じところで繰り返す確率は極めて高いと考え、私たちのまち蟹江町がいかなる災害に襲われていたのかお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、襲った災害を振り返ることについてお答えいたします。

当町に大きな被害を与えた災害としては、昭和34年9月26日の伊勢湾台風であります。愛知県で死者は3,168人、海部地域で487人、蟹江町では18人、当町の被害は高潮と洪水により、蟹江川、日光川、善太川、福田川の堤防が各所で決壊いたしました。負傷者は1,623人、全壊流出家屋328件、半壊家屋624件、床上床下浸水2,005件と、大災害となりました。また、海部地域ではほとんどの地域で冠水いたしました。

次に、平成12年9月11日の東海豪雨であります。愛知県で死者は7人、負傷者97人、床上浸水2万1,783件、蟹江町では幸いにも死者・負傷者はゼロでありました。床上浸水は11件ございました。当町では18時に最大1時間の降水量78ミリを記録しました。2日間の降水量は365ミリとなりました。

最後ですが、かなり古いですが、明治24年の濃尾地震でございます。蟹江町では3分の1以上の家屋が全壊・半壊の被害でありました。

以上が私の思うところでありますが、幸いにも近年、当町に大きな被害をもたらした災害は発生しておりません。しかしながら、以前の災害を振り返ることで、当町のウイークポイント、地形的なリスク等を認識し、災害に備えることが重要と考えます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今まで蟹江町で起こった災害の認識をさせていただきました。いろいろ私も住民から聞いたり調べてみましたが、伊勢湾台風が一番大きい災害であることは、私も改めて認識しました。台風の季節になると、うちのおやじからも、よく伊勢湾台風のことを、こんな災害があったということをごどのように聞かされもしました。

それでは次ですが、避難情報について4点ほど伺いたします。

最近、各種の観測体制の整備もあり、また、法として気象災害対策による避難勧告などが気象台の警報に基づき市町村が発令すると思います。

そこで、1点目として、緊急度に応じた避難情報の種類、発表の目安、行動はどのようになっているのかお聞かせください。また、情報の伝達についてもお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、緊急度に応じた避難情報の種類、情報の伝達についてお答えいたします。

避難情報の種類につきましては、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の順でございます。

発令基準につきましては、関係河川の水位を参考に決定いたします。避難判断水位、氾濫危険水位、堤防高となっております。これはあくまで目安であり、気象庁等の助言、天候状況等を踏まえて避難情報を発信します。また、水位が上がり続ける予想がある場合には、リードタイム等を踏まえて早目に発令する必要があります。

情報の伝達方法としては、町の同報無線、町防災メール、エリアメール、クローバーテレビのL字放送、エフエムななみ、町のホームページ等により住民へ伝達いたします。

避難行動に関しましては、早目の避難ということで水平避難を推奨しておりますが、地震等の緊急的な場合は家の2階以上への避難をする垂直避難を推奨しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

改めて、本当に豪雨災害等が多い中、どんな情報があるのか再認識、再確認をさせていただきました。

それでは、2点目として、先ほど答弁があった避難勧告ですが、これはどのような流れで発令されるのかお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

避難勧告の発令の流れについてお答えいたします。

先ほどお答えいたしました基準、その後の気象状況等を考慮いたしまして、町長が必要と認めるときにはさまざまな伝達手段を使って発令することになります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君



今の避難勧告ですが、豪雨災害が特にそうなのですが、避難勧告ですが、雨は馬の背を分けるとも表現されるほど局地性が強いものであります。車に乗っていればわかるように、1キロ、2キロでは全く様子が違います。確実に観測漏れもあると思います。でも、豪雨は誰にでもわかります。1時間に50ミリを超える雨になりますと滝のような雨になり、実際に少なからず被害になります。

3点目として、このような集中豪雨災害、滝のような雨が降った場合、町が独自でも避難勧告を発令するのをお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

町独自でも避難勧告を発令するかについてお答えいたします。

避難情報の発令権限は市町村長にあります。最近、気象庁のスーパーコンピューターというところで、かなり集中豪雨の予報も的確になってきたかと思いますが、例えば、蟹江町に集中豪雨災害が予想されるような場合には、先ほど申しました基準で町独自でも避難情報を発令いたします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。集中豪雨になると局地的な豪雨ということで、蟹江町だけが本当に時間100ミリに近いような雨が降る場合もありますので、町独自でも避難勧告をするということが確認できました。

避難勧告、準備情報等も踏まえて4点目であります。町長にお聞きいたします。

避難勧告は極めて重要であります。それだけ町長の責任は重いと思います。どこまで横江町長はこの責任を持っているのをお尋ねいたします。

○町長 横江淳一君

板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

どこまで持っているか、全てであります。それと、災害は、先ほどおっしゃったように、忘れたころにやってくるのではなくて、今は必ず忘れる前にやってくる、これを周知徹底していただきたいなど。思いもよらぬ雨とありますが、今、担当も申し上げましたとおり、レーダーアメダス等々が非常に正確になってきておりますので、線状降水帯も容易に発生する場所が特定できるように聞いてございます。ただ、気象条件によって発生する度合いは違うというふうに聞いておりますが、今、ご質問いただきました避難勧告につきましても、急に避難勧告を出すのではなく、避難準備情報をまず対策本部の中でしっかりと練り上げた上で、気象庁のレーダーそして情報、実際現実、消防署員、町の職員等々が緊急配備についてございますので、その状況をしっかり把握した上で、まず避難準備情報を出し、避難勧告指示を的確に——空振りを恐れないというのか、出したからどうだということではなくて、的確な時期に出していきたいというふうに思っておりますし、最終的には避難指示という強制力

の強いものを出さざるを得ない状況にもなるかもわかりません。ある意味、今回の台風もそうでありましたけれども、避難準備を促すことも当然これ必要でありますし、急激に風が強くなってから避難をされるのは適切だとは思っておりません。そういうことも含めて、きちんと対策本部で情報を共有した上で指示を出ささせていただいておりますのが今現状でありまして、最高責任者としてしっかりと確認、認識をさせていただいているところでございます。以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

対策本部で練って、最終的に避難準備情報、避難勧告、最後に強制力のある避難指示になると思います。それだけ、町長の責任、最終的には市町村長の、空振りもあるかもしれません。その辺の判断を的確に行っていただきますようお願いいたします。

それでは、最初の質問で答弁があったハザードマップについて4点ほど伺っていきます。

ハザードマップは、住民が災害が起こる場所や浸水を事前に行き知ることができる唯一の資料として大変重要であります。それを住民が正しく理解でき、防災・減災行動につながるものでなければ役に立ちません。行政がハザードマップをつくって配ったから、あとは住民がしっかりやりなさいということでは解決をしません。蟹江町においても、先ほど答弁があった蟹江町洪水マップ、また、浸水津波避難ハザードマップがあります。この中にある指定避難所・避難所、指定緊急避難場所・緊急避難場所の違いが何かお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

指定避難所・避難所、指定緊急避難場所・緊急避難場所の違いについてお答えいたします。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでの必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための施設として市町村長が指定すると規定されております。当町では、公共施設である小・中学校を含め22カ所を指定しております。

また、指定緊急避難場所とは、災害が発生または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として市町村長が指定すると規定されております。当町では、公共施設である小・中学校を含め11カ所を指定しております。

避難所につきましては、区・町内会の公民館等6カ所、緊急避難場所につきましては、協定を結んでいる民間のマンション、ショッピングセンター等11カ所となっております。

言葉として紛らわしいところもありますので、町内会等の防災学習会では、避難所等につきましては一定期間滞在する施設、避難場所につきましては緊急に命を守るため一時的に逃げる場所として町民に周知をしているところであります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね、紛らわしい。避難所と緊急避難場所、何が違うのかって結構よく聞かれます。その意味でお聞きしました。

では、実際に避難所・指定避難所とか緊急避難場所ですが、乾パンや飲料水、また、毛布などの物資を備蓄している避難所はどこになるのかお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

備蓄食料につきましては、緊急避難場所・避難所ともに、ほぼ全ての施設に備蓄しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

実際、今回、先ほど吉田議員からもあった小・中学校の普通教室にエアコンが設置されております。学校等も指定避難所となっておりますが、このような場合、教室を開放して避難所と。夏に災害が起きた場合ですけれども開放するのかお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

ご質問の学校等の普通教室についての避難所についてというところでございますが、小学校、中学校ともに体育館と普通教室につきましては、避難所としての居住空間として算定人数に入っておりますが、優先順位的には体育館を第一優先、体育館でおさまらない場合は普通教室等々も考慮して避難所として使いたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

夏、本当に猛暑で、避難してきて暑い思いをしているのが、今どこのマスコミのテレビ報道でも結構話題になっております。せっかくエアコンが普通教室にありますのでお願いいたします。

それでは、2点目として、実際ハザードマップを見てみると、災害の危機から命を守るために緊急的に避難し、答弁があった、乾パン、飲料水、毛布などの物資を備蓄している避難所に移動する際、浸水して移動できないと思いますが、その移動ができるのかお聞かせをお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

緊急避難場所から避難所への移動のことについてお答えいたします。

緊急避難所と緊急避難場所（指定）ですが、両方兼ねている小・中学校につきましては、容易に移動ができるかとは思いますが、しかしながら、小・中学校等々ではない緊急避難場所から避難所への移動につきましては、周りの安全が確認できれば移動していただき、浸水等で移動不可能な場合は、消防署、消防団等のボートでの救出、防災航空隊のヘリでの救出を待っていただくこととなります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

この地域特有というのか、ゼロメートル地帯の浸水時が、緊急避難場所に一時的に避難して避難所へ、今も答弁があったように難しいのも現状だと思います。

それでは、3点目としてですが、現在のハザードマップを参考にしつつ、地域の住民や学校がマイハザードマップを作成する取り組みはとても重要であり、町が配ったハザードマップをもとに、それぞれの町内で住民がみずから調査して、危険な場所の情報や安全な避難経路を確認していくなど、充実させていく取り組みが大事だと思います。

そこで、このような津島のような自主防災行動のハザードマップがあるのかお聞かせください。これについては、津島が、地域が立込・古川地域の水害ハザードマップであります。これ自体、東小学区の自主防災会が作成しております。お願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

自主防災会ごとのハザードマップについてお答えいたします。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されました。平成26年4月1日から施行されました。

蟹江町としましては、平成28年度の嘱託員会議で地区防災計画の説明及びひな形の配布、各嘱託員に防災計画作成依頼文を送付いたしました。現在のところ8町内会で作成され、複数の町内会で作成中でございます。

地区防災計画では、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要と考えます。項目といたしましては、各地区の近隣指定避難所、緊急避難場所、避難経路上での危険箇所、災害時の要支援者への支援などが考えられます。これらの項目につきましては、町のひな形にも明記されておりますが、今後も地区防災計画を作成される町内会には直接的に助言をさせていただきます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

津島のハザードマップなんですけれども、わかりづらいかは別として、避難所がある地域だけの避難所から避難経路、また、どこが冠水して危ない地域なのか、これを見れば結構わかると思います。このような取り組みなんですけど、なかなか8町内会でしか進んでいないという現状です。この点について、もう少し我が家的なハザードマップづくり、町内会で進めるのは、協力してほしいかなければならないと思いますが、これを作成する必要があると思います。どのような取り組みをしていくのか、答えられましたらお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

ただいまの津島市の東小学校区のハザードマップを拝見いたしました。当町にも当然の

ごとく、町内会ごと実際に地区を歩いて危険箇所を確認して地区防災計画に反映させておるところがほとんどでございます。中には、こういった絵だとか図を描き込んだ防災計画もございます。このような津島市のような地図とか写真等でこういった表示をすることは大変よい取り組みだと考えておりますので、今後はこういったことも取り入れて自主防災会に作成を推進していく考えでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

蟹江町全体のハザードマップも必要なんですけれども、自分の住んでいるところから避難場所への避難経路、本当にわかりやすい津島の自主防災会のハザードマップであります。参考にしてもらいながら取り組んでいただけるといいと思います。

4点目として、避難所への町職員の担当者は決まっているのかお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、避難所への町の職員、担当者が決まっているのかについてお答えいたします。

蟹江町の職員は、気象警報が発令された場合、南海トラフ地震に関する情報が発表された場合、蟹江町に震度4以上の地震が発生した場合及び町長が必要と判断した場合には、蟹江町の地域防災計画に定められた非常配備体制に基づき防災活動に従事いたします。管理職は各対策部長、警戒班の班長として活動いたします。

非常配備体制につきましては、第一配備分担が1班から7班までありまして、各班8名から9名の構成でございます。また、初期災害対策部として、総務対策部、産業建設部の非常配備分担があります。

お尋ねの避難所への職員担当につきましては、大規模災害の場合は民生対策部が担当となり、その職員が対応いたします。3カ所の自主避難所の優先対応としては、13名の職員と先ほどの非常配備班から1名が交代で3カ所を対応することとなっております。さらなる避難所対応が必要となった場合は、小・中学校、保育所等の施設管理者と非常配備班からの1名が対応いたしております。災害の規模により非常配備体制は3段階あり、一部の職員による対応から全職員による対応までがございます。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

私、なぜ聞いたかというと、職員の勤務時間外、または町外から通ってられる職員もいると思います。また、それで公共交通機関が動かない状態でも、担当者が避難所に集まれるかどうかを答弁をお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

職員の時間外での参集状況というご質問でよかったかと思いますが、先ほど申しました非

常配備、各班8名から9名となっておりますので、その中で町内の在住、町外在住というのを振り分けておりますので、偏ってこの班は町外ばかりの人間だということはなっておりません。そういった緊急時の場合を考えて職員配備をいたしておりますので、その辺は対応できるかと思えます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

住民を守る災害対策で、避難体制の確立をお願いいたします。

次に、少し炊き出し訓練について3点ほど伺っていきます。

2000年東海豪雨に襲われた西枇杷島町の町内では、炊き出しを1年余り、もっとも後半は週1回でしたが寺の境内で続けてきました。炊き出しは、みんなが集まってわいわいしながら御飯をつくります。決して支給される弁当と違います。まさに交流の場、しかも食事をつくりながらコミュニケーションを交わす、もちろん集まるのは高齢者であります。高齢者の寂しさをこの会話で解消し、心を満たす役目もあったようです。

1点目として、このような炊き出しも必要であります。そこで、炊き出し訓練を行っている町内会はあるのかどうかお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

炊き出し訓練を行っている町内会はあるのかについてお答えいたします。

炊き出し訓練の実績がある町内会は、平成28年度に今区、中瀬台町内会、29年度には蟹江本町連区で実施されております。また、富吉町内会、ニューシティ蟹江町内会は、ほぼ毎年炊き出し訓練を行っております。そのほか、町の総合防災訓練時には自衛隊、日赤奉仕団が炊き出し訓練を実施し、婦人会も毎年中央公民館で訓練を実施しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

私もちょっと話を聞いた土岐市の町内で、防災訓練のかわりに、防災訓練もやりながら炊き出し訓練を始めて、鍋などの資材は、この場合は市が半額補助し、この資材自体、地域のバーベキューでも使っているようですが、市に炊き出しの意義、先ほど申したように心を満たす役目を説明して食材の提供をお願いしたが、「できず」の一点張りだったようです。ただ、「期限切れが迫る非常食なら支給できる」と、断らずに参加者のお土産にいただいたそうです。

そこで、2点目として、このような炊き出し訓練で町からの資材や食材等の補助はあるのかお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

町からの資材や食材の補助はあるのかについてお答えいたします。

訓練時、資材につきましては、日赤奉仕団のものを貸し出しいたしております。また、補

助につきましては、自主防災組織の助成交付金がございます。これは主に消火栓用具や備蓄食料等の購入費に活用していただいておりますが、炊き出し訓練の材料費等も補助させていただいております。補助率は、消耗品的な資機材であれば3分の1、食材等に関しましては4分の1の補助率となっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

それでは、防災を進めるために地域の親交が必要だとの考えもありますが、私はちょっと違うんじゃないかと思います。地域で暮らすために、また、暮らしていくために防災も必要です。でも、決して防災のために暮らしているわけではありません。

3点目として、このような炊き出し訓練も地域で生きるための一環だと考えますが、いかがでしょうか、お聞かせをお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

こういった炊き出し訓練、地域で生きるための一環という質問にお答えいたしますが、どうしても私ども、防災のことが先に頭に浮かびますので、その辺の回答になるかと思いますがご容赦願います。

災害時において、命に直結する食をどのように確保するかが大変重要であります。大規模災害が発生すると、ライフラインがストップし物流機能が混乱、食料、飲料水などの入手が困難になります。町としましては、非常用食料、飲料水の備蓄を行っていますが、それだけでは十分ではない、また、すぐには届けられない場合もあります。自助・共助の観点からも、食料等が供給されるまで、協力して給食、給水活動が行えるような訓練は大変重要と考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今回、災害対策のあり方について質問させていただきました。防災も、確かに私たちが暮らしていくためには必要であります。先ほども言いましたが、このような地域が生き生きするための、また、生き生きできるような取り組みが防災ではないかと私は思います。

それでは、最後ですが、この夏、気象庁は連日の猛暑を受けて異例の会見を開き、40度前後の暑さはこれまで経験したことがない、命に危険があるような暑さ、一つの災害を認識していると伝えました。この災害的猛暑において、ことしの夏の経験から、生活保護世帯の拡充が必要だと考えてお伺いいたします。

従来の生活保護利用者は、暖房は認められるようになったものの、いまだにエアコン設置は基本的に認められていません。しかし、ようやく国の新しい通知で6月末に出され、新規に生活保護申請される方から一定の条件つきでエアコンが家具什器費として認められるよう

になりました。

そこで、お聞きします。生活保護世帯のエアコン購入、設置、電気代等の補助はどのように変わったのかお聞かせください。

○住民課長 中村和恵君

質問のありました生活保護世帯へのエアコン購入、設置、電気代の補助についてお答えいたします。

厚生労働省は、熱中症対策のため、平成30年6月27日に保護の実施要領を改正し、平成30年4月から生活保護受給を開始した世帯のうち、一定の要件を満たせば5万円を上限にエアコンの購入費用の支給を認めることとしました。支給の要件としましては、自宅にエアコンがなく、高齢者や子供、障害者などの熱中症予防が必要とされる人がいる世帯とされ、設置費用は別途支給されます。なお、電気代については現在認められておりません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

国の新しい通知が出て、ようやくになったんですが、今の答弁でいくと、新規の生活保護利用者だけにエアコン設置を認めるという答弁でありました。また、電気代の補助も今のところありません。このように、従来の生活保護利用者には適用されず、命にもかかわる熱中症対策からいっても、このまま放置できるものではありません。ある生活保護利用者の方が、エアコンが壊れて買うお金もないので暑い日々を毎日過ごしている。どうしたらいいのかとの相談があります。この点についての考えをお聞かせください。

○住民課長 中村和恵君

今回の改正では、平成30年3月以前に保護を開始された世帯については除外されております。その理由について厚生労働省は、日常生活に必要な生活用品については、保護受給中の場合、経常的最低生活費のやりくりによって賄うことと説明しております。ただ、現に保護費の基準が引き下げられる中で貯蓄をすることは非常に難しいと考えるため、今後、県などに対して対象の拡充について要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

全ての生活保護利用者にエアコン設置を認めるよう、国にも県にも要望していくのと同時に、町として、では、補助事業を行う考えがないのかお聞かせください。

○住民課長 中村和恵君

生活保護利用者に準ずる方への購入、設置費の補助については、まずは生活保護世帯をと考えておりますので、現在のところ難しいと思われまます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君



僕が今これから聞こうとしたことなんですけれども、例を挙げますと、福島県相馬市ですが、新規だけを対象にするのは制度の不備があるとして補助を決め、65歳以上の生活保護利用者に準ずる住民税非課税世帯の方も対象にエアコン購入設置の補助を行っています。このような考えで補助の拡充を図る自治体もあります。課長、さきに今のところないということですが、生活保護世帯のエアコン対策について、エアコンの購入補助について、町長、何か考えがありましたらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

この猛暑は災害だとも言われております。災害は本当に蟹江町は議員の皆様方のご協力も得まして、小・中学校、いち早くエアコンを普通教室につけていただきました。本当に感謝を申し上げたいとともに、まだまだ特別教室もあります。それから避難所に指定されるような体育館に設置等々も考えなければなりません。しかしながら、ほかの自治体は普通教室にすらまだ入っておりませんので、いろいろなところの話を聞きながら、僕はエアコン設置先進地域だというふうに考えておりますので、低所得者の皆様方に対しての配慮は、国・県もしっかり考えていくべきだというふうに思いますので、我々としては、4市2町1村、最低限でも海部郡地域としっかり肩を並べながら要望していきたいというふうに今現在は考えておりますが、そういう話をさせていただきますと、小・中学校が先だということをおっしゃる方がたくさんおみえになるのも、実は議員、事実でありますので、我々としては、国の施策にのっとって今現在は担当の言う状況にはなると思いますが、前向きにこれは考えていかなきゃいけない事例だと今現在は考えてございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

本当に小・中学校のエアコン設置、近隣の市町村でも、ほかの市町村まだまだ導入が、来年度中には何とかなるみたいですけども、先行して蟹江町、特にこの夏、本当に自慢できるというのか、胸を張って言えたことは事実であります。

ことは特に例年以上に連日の記録的猛暑が続き、エアコンは命を守る生活必需品となっています。生活保護利用者や生活保護利用者に準ずる世帯のエアコン購入、設置の補助も、電気代相当額等も必要ではないかと思えます。町独自の支援、また、補助を考えていただきますよう強く要望いたしまして、2問目の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。お昼の休憩で、お昼は午後1時から再開といたします。よろしくお願いいたします。暫時休憩とします。

(午前11時57分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時00分)

○議長 奥田信宏君

質問 4 番 高阪康彦君の「行政と町内会（自治会）の関係について」を許可いたします。  
高阪康彦君、質問席へお着きください。

○14番 高阪康彦君

14番 新風の高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、「行政と町内会（自治会）の関係について」と題しまして質問をいたします。

町内会（自治会）は地縁関係、つまり同じ土地、地域で暮らし、生活をする人々が集まってできています。ですから、住居、世帯がもととなっています。地縁関係は古くからありますが、今のような自治会の始まりは日中戦争のころから各地で組織され始めたと言われております。それは国策でもありました。戦争の進行に合わせ、末端の組織として5世帯から10世帯単位の隣組がつくられました。この形が今のような自治会の始まりという説があります。しかし、自治会も、戦後GHQの非民主的な組織として廃止・解散が命じられました。自治会は一億総動員のかげ声のもと、政府機関の下部組織として戦争継続に大きな役割を果たしてきたということです。

余談ですが、当時隣組では政府広報の伝達に回覧が使われておりました。回覧という形は現在でも使われております。

解散命令も1952年のサンフランシスコ講和条約により失効しましたので、再び各地で自治会が再結成されるようになりました。新しい自治会は、戦前のような行政の末端組織ではなく、住民の自治組織として行政組織とは無関係な存在として位置づけられております。近年は、町内会は行政協力という一面だけではなく、地域のコミュニティーとしての役割が求められております。

最近、各地で大災害が起きております。深刻な大災害に見舞われたときに、地域のごく身近な細やかなコミュニケーションが、減災という部分で大きな役割を果たした事例が多く紹介されております。近隣住民の助け合いや支え合い、災害直後の救出から避難所、仮設住宅などの暮らしを通じて、同じ地区で生活をともにした気心の知れた関係は、生活の迅速な再建に欠かせないものであります。よく災害には、公助・共助・自助と言われますが、最近近助も加えられております。さらには、地方分権の時代と言われるようになり、分権の名により住民主体の自治が求められ、また、住民と行政がコラボする協働が叫ばれるようになり、その主体としての町内会はますますその任務が重くなっています。ということ念頭にしまして、今からテーマに沿った質問をいたします。

町内会の協力というものは、地方行政にとっては不可欠なものだというふうに思います。町内会がなくては行政はうまくできないということですが、私が今申し上げましたように、行政と町内会は横並びの関係であるはずなんですが、実際は上意下達といいますか、行政の下に町内会があるというのが現実だというふうに思っております。ある人が、自治会は行政の下働きというふうに言う人もございますけれども、私は、行政の下働きをしておっても別に悪いと言っているわけではありません。戦後、昭和にありまして、自治会が行政に協力してきたということで非常にうまくいったという歴史もあります。というのも、当時は経済的にも余裕がない時代ですから、自治会が行政に協力するということは、行政コストの削減という意味もまざっておりますし、住民の意識もそんなに高くはなかったということであると思います。それが、しかし、平成も半ば過ぎますと、地域にはコミュニティというものがありますし、先ほど申し上げましたように分権の時代ですね。住民主体の自治とか行政との協働ということが叫ばれるようになりまして、町内会自体がそれを任務が重くなってきたということがあります。それが、今申し上げましたのは基本ですけれども、それには町内会が活発に活動しているということが前提になると思います。今、町内会は、じゃ、活発に活動しているかという、そういう町内会もあると思いますけれども、現実にはいろいろな悩みがあるというふうに思っています。今、町内会が悩んでいる悩み、町内会が存続しなければ町の行政協力になりませんので、この辺をまず問題にしたいというふうに思います。

少子高齢化を迎えまして、いろいろな問題が起きています。主な問題として、町内会はおのおのの世帯から成っていますが、地域の状況や少子高齢化に伴い、その世帯にばらつきが出てきているということも一つであります。2つ目には、役員のなり手がなく、役員選びが大変である、これはよく聞く話でございます。3番、町内会の組織率が少しずつ下がってきているというような共通な悩みがあると思いますので、これらのことを考えながらいろいろ質問をさせていただきます。

この問題の原因はさまざまですが、町内会としてはいろいろ対策をしてやっていかなければならないということで、それでは、通告書に従って質問いたしますが、1つ目として、蟹江町の町内会、嘱託員さんですけれども、31あると思いますけれども、一応全員が嘱託員であり、なおかつ町内会長さんというふうに聞いておりますが、その辺の間違いか合っているかということと、お聞きしたいのは、全部でなくてもいいんですけれども、最小の町内会の世帯数、最大の町内会の世帯数、下の3つぐらい、上の3つぐらいがわかれば教えていただきたいと思います。お願いします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、町内会、31行政区ございます。その呼び名につきましては、何々町内会、何々自治区、何々区とか、呼び名のほうは現在さまざまな敬称というか、呼び名をお使いでございま

す。

それと、最小の町内会と最大の町内会の世帯数のご質問でございます。平成30年7月31日現在で、最小の町内会の世帯数は55世帯、最大の町内会は2,158世帯でございます。その順位2位、3位のほうは、手元に資料がございませんので、こちらのほうの答弁で失礼いたします。

以上です。

○14番 高阪康彦君

同じ嘱託員さんの守備範囲は、1人の方は55世帯の守備範囲、1人の方は2,158世帯の守備範囲ということで、これもある意味、小さいところの話も聞ければ、大きなところの悩みも聞きますので、いいかもしれませんが、平等性において非常に問題があるのではないかと、いうふうに思いますけれども、以前、私、こういう質問を随分前にしたことありますが、そのときにどういう調整をとっているんだと聞いたときに、副嘱託員の数で調整をとっていると。100世帯に何人か知りませんが、多分2,158世帯のところは100世帯単位だと20人ぐらいの副嘱託員がいるんじゃないかと思いますが、そういうので調整をとってやっているということを知ったことありますけれども、ここでお聞きしますが、今そういうふうにして、町として何の問題もなく過ぎておりますでしょうか。お答えください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

ご質問のところ、嘱託員と現在嘱託補助員という制度がございます。こちらのほう、蟹江町の嘱託員及び嘱託補助員設置規程というのがございます。こちらの規程によりまして、嘱託員につきましては各行政区にお一人、ですので、先ほど31行政区ございますので31人いらっしゃいます。嘱託補助員でございますけれども、こちらのほうは、こちらの規程に準じて世帯に応じて設置しております。150人以上151人から350人まではお一人、351人以上550人までの世帯につきましてはお二人、順次段階的に嘱託補助員という方を選任のほうをしております。

それと、現在こちらのほうの運用でございますけれども、町内会の会務、とても大変、多忙ということは聞き及んでおりますけれども、現在のところ、このような運用のところでは問題はないと認識しております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

一番多いところの、すみません、補助嘱託員ですか、何人ですか、一番多いところの地区は。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

最大で、1,851世帯以上で8人でございます。

以上です。

○14番 高阪康彦君

そうすると、一番多いところは嘱託員さんを1人入れても、補助嘱託員入れても9人ということになりますね。それでいいんですか。55世帯で1人、次は何世帯かわかりませんが、2,158世帯で9人、この辺のところは今問題がないということですが、後でまた申し上げますので、次にいきます。

2番目に出した通告書で、町内会長さんが嘱託員さんになるんですけども、嘱託員さんというのは、法的といいますか、地位ですね。地位というか、法的な地位はどういうふうになるかということと、同じような嘱託員さん、町内会長さんが嘱託員さんになって、町としてそういう役職はほかには何がありますかということと、また、そういう嘱託になると活動にどういう制限がありますかということをお教えてください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

3つご質問を頂戴しました。

まず最初のご質問、嘱託員の法的な地位というところでございます。こちらのほうは、任用上の根拠というところで、法的な任用上の根拠といたしましては、地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職でございます。

それから、同地位の他の役職は何があるかというご質問でございます。他の非常勤の特別職といたしまして、監査委員さん、スポーツ推進委員さん、産業医さんなどがございます。

それで最後、地位による制限はないのかというところでございます。こちらのほう、嘱託員の身分につきましては、先ほど申し上げましたように、非常勤の特別職の公務員でございますので、公職選挙法第136条の2の公務員等の地位利用による選挙運動の禁止という適用を受けることになると考えられます。よって、嘱託員としての立場や権限を利用して政治活動や選挙運動に協力することは、一般住民の方から見て疑義が生じる可能性もございますので、控えたほうが望ましいと考えております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

ありがとうございます。

これ、来年、変な話、議会の選挙がございまして。いろいろな地域ありますけれども、各地域で議員が出ると、大抵その地域から出ますと、その地域の方が応援してくれる。地域から出る議員でありますので、嘱託員さん、地域の代表の方も応援して下さるんですが、いつも表立って選挙運動ができないからということがありますけれども、これは選挙で決まっている。ただ、選挙法では、その地位を利用して特定の候補の運動をしてはならないということで、普通にするには別に問題はないというふうに思うんですけども、ただ、それが今言われたように、スポーツ推進委員とか、そういう方にも及ぶということでしょうか。今、ほかの嘱託でも、そういう当然適用されますがね。ひとつ答弁をお願いします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

先ほど非常勤特別職という職員というか、いわゆる公務員でございますので、地公法の適用を受けるというところでございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

わかりました。

これは法律で仕方ないんですけれども、中には、町内会長しておいても、自分の候補が出るから私は応援しなきゃあかんから、やめるという方もみえたように話も聞きますので、これは仕方ないことですが、嘱託員というのは、結構町内で一生懸命やろうと思うと、そういう制限もあるということですね。また後で聞きます。

3番目、町が町内会に委託する町の役職はどんな役職がありますかということと、その役職は、さっき言った31の町内会に平均というか、同じように要請されるのか、どういう役職があつて、どういう要請をされるのかをお聞きしたいと思います。お願いします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

町が町内会に委託する町の役職はどんな役職があるかというご質問でございます。

代表的なものとしたしまして、先ほどの嘱託員、嘱託補助員、そのほかに環境美化指導員などがございまして、嘱託補助員、環境美化指導員につきましては、町内会における世帯数に応じて委嘱のほうをしてございます。また、選挙執行時における投票立会人も町内会に依頼してございますけれども、できる限り世帯数に応じて平等に割り当てをしておる現状でございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

でもやっぱり誰がスポーツ推進委員とか、スポーツ協力員ですか、協力員とか、民生委員さんとか、そういうのはあるんじゃないですか、要請するのに。今言われた。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

先ほど申しあげましたのは代表的なものでございまして、そのほか議員おっしゃったようなスポーツ推進委員、それからその他もろもろのいろいろお願いしておるところはございます。

地区それぞれ地区ごとで割り振りをお願いしております役職もございまして、先ほど申しあげましたところで平等に割り当てをしているところもあるということでございます。

○14番 高阪康彦君

答弁がよくわからないんですけども、平等にしている役職もあるし、地域で割っている役職もあるという、それが聞きたかったんですけども、ちょっと次にいきます。後でまとめて聞きますので。

5番目、通告に従いまして5番目の質問。

町内会に対しての町からの主な補助はどういったものがありますか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

町内会に対しての町の主な補助はどういったものがあるかでございます。こちらのほうも代表的なもので答弁させていただきます。

まず、町内会運営費交付金、こちらのほうは町内会のよりよい運営に資するために、毎年10月1日現在の住民基本台帳記録世帯数によって算出したしまして交付するものでございます。

それから、地域防災訓練費交付金でございます。こちらのほう、地域住民の方による自主防災活動訓練のほうを促進いたしまして、防災意識の高揚を図ることを目的として交付するものでございます。

そのほか、資源ごみの分別収集事業の交付金がございます。こちらのほう、地域の清潔な環境を保持いたしまして、資源の再利用及びごみの減量による処分費の軽減を図ることを目的として交付するものでございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

ごめんなさい、4番を飛ばしちゃった。じゃあ、町が町内会にお願いする行政協力にはどういったものがありますか。これもお願いします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

町内会へお願いする行政協力には何があるかというご質問でございます。こちらのほう、これも主なものを3つ挙げまして答弁させていただきます。

最初は、各地域公園内の除草でございます。それと、そのほか町内の一斉美化清掃の積極的な実施、それから最後、地域防災訓練の組織的な実施等のご協力を現在お願いしております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

いろいろお聞きしましたがけれども、まず1番目のほうから。

やはり町内間の世帯のばらつきというのは、やはり時間とともにだんだん格差が出てくるというか、そういうふうで、一番少ないという町内会は、多分私がおります本町地区だと思えますけれども、うちの町内会でも言えるんですが、うちの町内会、私の住む町内会は、蟹江川から福田川まであるんですけれども、真ん中の駅の通りを境にして西と東があります。

西側は旧住宅ですので、意思疎通もありますし、昔のこともよくわかりますし、近所づきあいもあるんですが、東のほうは世帯も多いんですが、わりかし希薄。でも、西のほうはもう高齢化しまして、空き家やら夫婦二人とかひとり住まいとかで、班で町内の行事はできな

いので、班同士が合併するという、今そういうふうな状況です。東のほうの多いところは、もう半分に割っている。

だから、これは一つの町内会ですけれども、町の町内会でも、55世帯のところと2,180世帯のところを一つとして考えるのは難しいと思うんですよ。これは非常に問題で、町はそれ、今までも言っていますが、これはやはり町内のことですので、今やはり横の関係、今はですね。だからなかなか手が入らないと思うんですけれども、でも、これを放っておきますと、町内会自体がもう限界町内会ぐらいの感じで、もう行政協力もしていけませんよ。

変な話、先ほど言いました3つ目の組織図の問題ですけれども、この前もある町内会長さんといつ最近話して、今、町内会に入らない人、何人ぐらいいると言ったら、賃貸のほうはわからないけれども、持ち家と分譲マンションで1人か2人だというんですよ。その町内会は600ぐらいあるものですから、大したことないなというんですが、まだ蟹江はすごい加入率というものがあるんですけれども、これ都市へいきますと、この前調べましたが、大体70%です。名古屋なんかいくと70ぐらい。もう3割は入らないんですよ。

それで、この前、名古屋のホームページをちょっと見ておったら、町内会に加入しようとかと盛んにそういうのをやっているんですね。蟹江町も、こんな便利のいい都市に近いところですから、行く行くはそうになっていきます。だから早目に行政も、いや、今は何も問題ありませんとぬくぬくとしておるのではなくて、いわゆる町内会というものの任務が多くなってきたんですよ。

だから、小さな町内会、大きな町内会、やはり少しバランスをとるということが必要だと思いますし、それからさっきの仕事の話、私が聞いているのは、小さな町内会が町からあの役もこの役もやってくれと来て困る、いない、ただでさえ町内会長を選ぶの大変、それに副会長、会計を選ぶ、それに、うちのほうですと、神社係とか氏子総代とか、それにスポーツ推進委員だ、民生委員だという、その割に平均にそういうのを掛けられたら、小さな割合ではできませんよ。逆に大きな割は無関心、人はおるんだけれども、無関心でなり手がいない、これは現実なんですよ。

これは今から解決していく方法というのは、やはり地域力ですね。地域がやはり町内会、自治会というものはこういうことをしている、こういうふうだというようなことを発信するというのが必要なんですね。要するに、町内会に今、加入者は強制的に入れられているという感もあるんですよ。でも、これ行く行く名古屋のように、もう皆自由意思で入りませんという方はふえます。じゃあ、そのときに行政協力、町はどうするんだということを私は言いたいということで、これが本質のテーマですけれども。

そこで最後に、この通告書に提案という形で書きましたけれども、これはあくまでも提案ですので、どうされるかじゃなくて、やはり行政は行政だけれども、そういう区を考えたほうがいいと思うんですよ。どういうふうに割るかということは非常に問題ですけれども、1



つは、町が考えた町界設定のありますね、何番、何番という。ああいうのを基礎にして分けてもいいし、そういう行政に特化した区をつくり、そこから大体平均した住民の数から嘱託員を選んで行政だけ割ってやってくる、当然今の町内会は残しますよ。歴史も伝統もありますし。ただ、行政だけに特化してやっていく、そんなような組織を考えたほうがいいのではないかというふうに思うんですけれども、これはあくまでも提案です。

町内会というのが今盛んに悩んでいるというんですか、やはり役員さんがなり手がいないということなんですけれども、同じような人が何年もやってみえる。これ間に合う人だから何年やられてもいいんですけれども、これも弊害はありますよね。いろんな意味で町内会がこれからの時代に曲がり角に立って考えるときに、行政は何もしなくて、ただ唯々諾々として、上から下へ上から下へ、これをやってください、これをやってくださいというふうでいいのかと。

ここはちょっと将来を考えて、本当に住民、いわゆる自治会が自分たちでまとまって考えて、上へ上げてくるような組織になってもらわないかんのですよ。自治会自体が住民自治ですから。自治会が考えて、行政が下へおろすのではなく、自治会から上へ上げて、それと行政とコラボしてやるという、これは理想なんですけれども、それには余りにも行政の下働き、下支えではだめだと思いますので、そういった僕たちのような意見も出るんですが、今のままで、課長さんが言われたように、何の問題もありません、問題ないかもしれませんが、行く行くは必ずこの自治会は破綻してきますよ。もう行政の仕事だけやっておって、自治会の仕事やらないんだもの。自治会の中でいろんな行事をやって、一生懸命やることによって、自治会はまた盛り上がっていくんですよ。

今の祭礼なんかいい見本ですわ。嫌々やるけれども、班長さんは嫌なんだけれども、やってみると輪ができて、打ち解けて、次からまたみえるんですよ。だから事業をやって、やはり自治会としてまとまるということが必要で、じゃあ今度何かやろうかと、じゃあ町に相談しようというような形で、ここにも書いておきましたけれども。

これからは町内会は行政と同じようなことになりますよ。孤独死の防止や認知症住民の徘徊・生活の見守り、子供の安全、空き地・空き家の管理など、新たな課題が生まれております。これ行政が全部できるわけじゃありません。住民の自治会に骨折りいただかねばできないんです。だから先もって今のこの町内会、自治会がうまくやれるように、そういった指導を今から考えておかなければだめだと思うんですよ。

だから、私はきょうそういう提案でもって質問させていただきましたが、少し時期尚早と言われれば尚早で、何も困っていないと言われればそうですけれども、もう一つ言いたいのは、そういう自治会が活発化することによって、これ結構行政コストの削減ということになるんですよ、の意味もあるんです。いろんな意味ありますので、これから平成を踏まえて次、来年からはまたどういう時代が来るかわかりませんが、住民自治の住民の感覚も変わ

っております。だから、住民、自治会が本当に住民自治が自分たちでやるんだというような、そういう方向づけをしていただきたいということでございます。

以上で終わりますので、最後に町長に私が言いました意見に対してどういう感想を持たれるのかをお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ずっとおなずいておまして、ごもっともでございます。決して今が十分足りておるという意味で言ったわけではなくて、非常にうまくいっておりますという、本当に協力に感謝をする意味合いで言ったというふうにご理解をいただければありがたいと思います。

今、実は30町内会から、つい最近31町内会にふえました。この経緯、経過をいろいろ考えてみた中で、やっぱりそういう問題がそういうところでも起きているなどというのは実際あるわけでありまして、それぞれの地域の皆様方にいろんなことを強いるのは、先ほど言いましたように、100戸も満たない町内会、2,000戸以上ある町内会、これを同じ状況でいいのかというのは、もう今始まった状況ではなくて、相当前から疑問をいただいている、懸案もあつたわけでありまして、今、高阪議員、古きよき郷中にずっとお住まいでございますので、よき伝統を守っていただいておりますが、一方、今だけ金だけ自分だけという住民の皆様方が多いのも事実であります。昨今、行政へのいろんな注文も相当厳しいものがあります。

それを1つ解消するために、広報のポスティング制度を、今度、相当のお金がかかりますけれども、町内会に入らない方は一切町の情報は出せないよみたいな過度な情報が流れたこともございますので、そういうことを少しずつクリアをして、やっぱり町内会運営を我々行政とともどもやっていかなきゃいけない、大きな問題をはらんでいることは十分理解をさせていただきます。

昨今の災害等々の処理も、今、町内会の皆さん方に大変ご協力をいただいているわけでありまして、実際、名古屋もいわゆる行政支援する団体がたくさん分かれているということも聞いてございます。

200万人以上お住まいの名古屋市は、それぞれいわゆる働く場所、住まいの場所、それから遊ぶ場所、いろいろ分かれているわけでありまして、蟹江町、小さな町ではありますけれども、今現在、人口がふえてきているのも事実でございます。

今、高阪議員にいろいろご指摘をいただきました。ほかの議員さんからも、実は議会ではなく、平常時の時点でいろいろご意見をいただいているのも事実でございますので、町内会の運営の仕方につきましては、しっかりとまた現状を踏まえつつ前へ進めてまいりたいというふうに考えております。

この地域は源氏才勝地域であります。半世紀前の状況もしっかり踏まえて、元地域の皆さんと相談しながらやったという経緯も、私が町内会の役をやっているときにありましたので、

そういう例を踏まえながら、蟹江町、本町にもたくさんの自治会がございますので、町内会がそれぞれ協力をさせていただいているわけでありますので、全て同じというわけにはいかないかもわかりませんが、いろんな情報の中で公平性を保ちながら行政運営、そして町内会運営をお互いにやっていけるような方策を考えてまいりたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

○14番 高阪康彦君

ありがとうございました。

言い忘れましたが、広報の全戸配布ですね。確かに町内会からは、それだけ仕事が減りますので、ほかの仕事ができるということで、歓迎されておりますけれども、裏側へ返すと、半期で500万円ですか、1年にしたら1,000万円ぐらいのお金が出ていく、やはりこれも、今まではじゃあ行政協力して行政コストの削減に協力してきたというようなことになるんでしょうね、これ。

それは非常に難しいんですけれども、やはり今言ったように、町は町だけでやるというふうな形のほうが住民自治が育つと思うんですよ。今は町からもらう仕事で、逆にいうと、それで住民がまとまっているということもあるんです。裏を返すと。広報を配らなくなったもので、楽になったという反面、それだけ町内会の結束が少なくなるという面もなきにしもあらずで、なおかつ行政コストが高くなる、じゃあ今までどおりでもよかったのではないかと、それもまた問題、これは非常に難しいんですけれども。

住民自治は本当に答えは出ないんですよ。難しいんです。町長さんにも言いましたけれども、ただ、時代は変わっておりますので、今までのようなふうでは私はいけないと思っていますので、どうかその辺を考えて、自治会の方が盛り上げて、いい制度になったなというようにしていただけるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で高阪康彦君の質問を終わります。

質問5番 黒川勝好君の「多世代交流施設（泉人・せんと）今後の管理運営について」を許可をいたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川でございます。

通告書に従いまして、多世代交流施設（泉人・せんと）今後の管理運営についてを質問をさせていただきます。

いよいよ多世代交流施設泉人が完成をいたしました。総工費が8億3,654万円となっております。10月2日より通常営業がされるということを聞いております。泉人を拠点とした地

域社会、ボランティア活動の充実を図ることが目的であります。

営業時間が朝10時から夕方6時まで、ただし浴室、また会議室は5時までということでございます。

指定管理者制度を適用いたしまして、今回蟹江町の社会福祉協議会が管理運営をしていただくということを聞いております。

そこで質問でございます。1問目。

泉人を公募によらず指定管理者を最初から社会福祉協議会に決定しておいた理由。他に民間で候補はなかったのか、全くそういう選択肢がなかったのか、まず1問目、お願いをいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、指定管理者を社会福祉協議会に決定した理由でございますが、多世代交流施設泉人は、町民の福祉の向上と健康増進を図るとともに、世代間の交流を通じた活気ある地域づくりに資するために設置するものであり、地域福祉の充実、ボランティア活動の活性化についてもその目的の一つでございます。

蟹江町社会福祉協議会は、長年にわたり高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等、各種福祉事業を通じまして、町の地域福祉の一端を担ってきた実績がございます。蟹江町におけるボランティア活動の支援も行っております。

多世代交流施設泉人のコンセプトでございます地域福祉及びボランティア活動の拠点としての機能と、蟹江町社会福祉協議会の活動の目的が合致することから、多世代交流施設の建設計画段階から協議を重ねた上で、蟹江町指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条第1号の規定に基づき、公募によらず蟹江町社会福祉協議会を指定管理者として指定させていただいたものでございます。

以上のように、多世代交流施設泉人は、「福祉の向上、健康増進、世代間交流」と、公共性の高い施設であり、計画当初より社会福祉協議会と協議を重ねた上で、社会福祉協議会を指定管理者とする方針でございましたので、民間への公募は実施していない状態でございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今述べられたことは、平成30年3月の全員協議会で、公募によらず指定管理にした、指定管理者とした理由ということで、我々も承知しております。そういうのを聞いております。

ただ、だからこの施設をつくるに当たって、もう最初から社会福祉協議会という言葉が出ておったわけですね。これから、今からいろいろ言うんですけれども、社会福祉協議会って大変なたくさんの仕事があるわけですよ。その中で、本当にここでよかったのかなというの

をまた今改めて私は思うわけですね。

2問目の質問をするわけですが、この施設、運営管理するに当たりまして、社会福祉協議会が決定をしておるんですが、この会長、副会長及び理事、監事、評議員、そういう方がお見えですね。何人かお見えになったと思います。理事ではうちの議員から佐藤 茂議員も出ておりますし、評議員からは松本正美議員も出席されておると思うんですけども、本当に十分に検討されたのか、内容についてですね。ただやりますよ、手を挙げてやりますよじゃなくて、本当に中身、今、浴室の利用時間とか会議室の時間とか、そういうのも十分に検討されたのか。どうですか、その辺は。

○介護支援課長 戸谷政司君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

蟹江町社会福祉協議会が多世代交流施設の指定管理者としての申請をするに当たりまして、社会福祉協議会の理事会及び評議員会に諮り、十分な説明を行った上で方針決定しているということを伺っております。

なお、理事会、評議員会は平成29年9月から30年にわたり合計4回、各2回ずつ行われている状況でございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

その中に利用時間、今も言いましたけれども、10時から6時ですよ、開館時間。その中でもまた浴室は5時、会議室も5時までということになっておりますが、そういうことは問題にはならなかったわけですか。

○介護支援課長 戸谷政司君

理事会、評議員会に私が出席したわけではございませんので、お聞きした話になってしまうんですけども、ある程度の方針は町のほうから示させていただいて、社会福祉協議会と詰めたという経緯がございますので、当初はそのような形で実施をさせていただくというところで説明をされたというところでございます。

なお、12月の議会等でもちょっと答弁させていただいておりますが、営業時間につきましては、今後の運用状況を見ながらまた検討させていただくというところでございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

営業時間ですけども、お風呂なんて本当に5時で閉められると4時半には行かなあかんですよ。会議室もそうです。5時で使用禁止なら、1時間ぐらいの会議を持ちたかったら4時です。これは普通の方が、普通の方というところちょっとおかしいんですけども、限られてきちゃうんじゃないですか、使われる方。

蟹江町も結構、単身者の方も多いですし、会社終わってから、6時終わって6時、7時に

蟹江に帰ってきて、そこでお風呂へ入ろうかなと思っても、もうそこはやっていないわけですね。それは尾張温泉さんもありますよ。だからそちらへ行けばいいかもしれんですけども、せっかく大きなお金をつぎ込んでつくった施設ですよ。また、名前が多世代ですよ。多世代の施設なんですね、皆さん使いやすい。だったらやっぱりもう少し、普通ならその使用時間を考えていただけるんじゃないかなと私は思います。

会議室にしてもそうです。5時で閉めるなんて、何もできない、何も使えないじゃないですか。本当にある一定の限られた人しか使えないですよ。皆さんがやっぱりこの施設を使うに当たったら、もう少し時間を延ばしていただく、そういうのが、普通だったらその会議の中で出てきてもおかしくないと思う。

今言われた、町が決めて、それを社会福祉協議会のほうで検討されたと思うんですけども、その中でそういう話が出てこなかったということ自体が僕はおかしな話だと思う。全員協議会でも、我々これ何回も、3回も4回もこれ出てきているんですからね、話に出てきたときも時間のことは言わせていただいた。ほかの議員も言ってみえた。だけれども、やっぱり最後までこの時間は変わらなかった。

じゃ何のための話し合いか。やっぱり都民ファーストという言葉があったけれども、町民ファーストですよ。蟹江町の皆さんが使える、皆さんが楽しんでいただける、そういう施設にしていかなきゃいかんと僕は思うんですよ。

それで、今ごろ時間を、もう来月から開館するんですから、もう変えてくれとは言わなくても、そういうことが、これから何をやるにしても、こういう施設をつくる時にやっぱり皆さんが使いやすいような、そういう施設に私はしていただきたいと思う。

時間のことは、多分これ以上話をしても変わらないので、あれですけども、町長、このお風呂の時間に対して、何かこの間全協で言ってみえたんですけども、もう一度お願いいたします。

○町長 横江淳一君

この施設を運営するに当たって云々というご質問をいただきました。それは担当者、今、お答えをさせていただきましたが、時間等々について、どれくらいの時間で検討されたかということは、僕も聞いてはおりませんが、もともと前の福祉センターもそうであったように、湯というのは無限ではございません。有限なものであります。一応契約の中で成り立っているということもございまして、今回、湯を供給する東放企業さんともいろいろご相談をさせていただいた結果、とりあえずはまずこういう状況でやっていただきたいという要望があったのは事実であります。

そういう意味で、まずは時間内におさめ、社会福祉協議会とこれから使われる方の時間帯がそういうふうになれば、また内規の中でしっかり考えていけば、私はいいと思いますし、実際、湯がない状況でお風呂というわけにはまいりません。足湯は無料でかけ流しというこ

とになっておりますので、一定の量は流せますけれども、前、今ある足湯も同じ状況であります。足湯の場合は、今、無料でやらせていただいておりますが、余ったというのか、余剰の湯を今回していただいているというのが現状であります。

今回の足湯も、オーバーフローした部分の湯を下に流し、これは蟹江町の皆さんだけでなく、よその方も入っていただくこともできるような、そんな施策を今考えてございますが、この多世代交流施設の泉人につきましては、基本、蟹江町の皆さんに使っていただきたい、そして世代を超えた方々に使っていただきたいというのは、我々は思いがあるわけですが、先ほど言いましたように、時間帯の問題だとか、それから湯の開館時間の問題等々、まだまだこれから考えなきゃいけないことはあるというふうに思っています。

なんだ、そのことも決めずにオープンしておるのかという厳しいご意見もいただきましたが、ちゃんと考えて、今それをやらせていただきたいというふうに思っておりますので、湯のどのくらいがキャパになるかということ、ちょっと今、しっかりやらせていただかないと、湯がなくなるとは元も子もございませんので、ご理解をいただければというふうに思っております。

○8番 黒川勝好君

ということは、開館にしろ、今の浴室にしろ、まだ改善の余地はあるということで理解をさせていただいていいですね。では、いつまでもこの時間のことを言っておってもいからんですから、この社会福祉協議会のことで、また戻って質問させていただきますが、今回この泉人の施設ですが、事務局が1名、そして職員9名、臨時で2名という体制でやられるそうではありますが、この体制で十分賄っていけるという理解でいいですか。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問のありました人数の体制のことですが、社会福祉協議会の体制につきましては、平成30年4月1日付で正規職員3名、臨時職員2名の新規採用、また町職員を1名派遣し、多世代交流施設泉人の運営管理に当たる職員3名、正規職員2名と臨時職員1名の3名体制を新たに配置して準備段階から体制を整えております。

また、シルバー人材センターより4名の人員派遣を予定しておりまして、こちらのほうの方々に温泉の受付と施設の整備業務を行ってもらう予定となっております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

ちょっと調べてみたんですけども、現在の社会福祉協議会、事業概要ということで調べてみたら、高齢者福祉、障害者・児童・地域福祉、またボランティアセンター、介護保険事業と、幅広い事業をされておるわけですね。

また、蟹江町からの受託事業として、配食サービス、障害者相談支援、介護認定調査業務、障害程度区分認定調査、生活支援体制整備事業、このような事業を蟹江町からの委託でやら

れておると。また、県からも生活福祉資金貸付業務、日常生活自立支援事業というように、本当に幅広くやっておられるわけですね。

そこにまた1つ、この泉人の運営を任せるということで、多分僕は非常に厳しいのではないかなと思うわけですよ。だけれども、もう最初から蟹江町はこの社会福祉協議会でやっていただくということを念頭から、もうつくる時から決めておるわけですので、受けなきゃいかんということになるわけですね。

一番最初にお尋ねしたんですが、まだ僕はわからない。なぜこの社会福祉協議会にこだわらなきゃいけなかったのか。この泉人を運営するに当たり、なぜよその民間の、いっぱいあると思うんですよ、こういうのを手がけてやってみるところが。そういうところになぜ少しぐらい打診をしなかったのか、本当にそういう話が全然出てこないものですからね、それがまだ僕は不思議でたまらんわけですよ。その辺はどうなんですか。

○介護支援課長 戸谷政司君

今、ご質問をいただきました。

多世代交流施設は公共性の強い施設というところで、民間企業というところのお話もなかったわけではないんですが、基本的に公共性が高くて、収益が余り望めない施設でもございますので、そういったところから、民間の力を活用するよりも、活動の目的が一致する社会福祉協議会に管理を委託し、充実した事業展開がしていけるのがいいんじゃないかというところで、社会福祉協議会を選定させていただいたものでございます。

○8番 黒川勝好君

今度この泉人、ランニングコストをちょっと書いてあったんですけども、大体年間7,000万円ということになっておると思うんですね。7,000万円ぐらいを予定しているということになっておるわけですね。それで、今現在、社会福祉協議会の会計のあれを見ると、赤字になっておるわけですね。1,000万円ぐらいの赤字じゃなかったですかね、ちょっと僕、調べたんですけども。そちらのほうの穴埋めのためにやっていただいておりますということではないんですか。7,000万円ということは、結構なお金ですよ。この泉人だけの運営管理、ランニング7,000万円を使うということは、結構なお金になると思うんですが、この人数、体制ではちょっと多いんじゃないかなという、僕、気がするが、そのお金がどうも本体のほうに流れるんじゃないかなというような気がしておるんですけども、その辺は大丈夫ですか。

○介護支援課長 戸谷政司君

ただいまご質問がありましたランニングコストのお話でございますが、社会福祉協議会と多世代交流施設に係る部分というのが、基本的に分けた状態で考えさせていただくというようなところがございます。あくまでもランニングコストにつきましては多世代交流施設の維持管理に係る部分、あと人件費等について計上させていただいたものでございます。

社会福祉協議会という団体の特性で、赤字を出すことはちょっと難しいというようなこと



ろになりますので、大体年度の当初に金額を決めさせていただいて、この金額でやっていただくというようなところで協定を結ばせていただくんですけども、一番最後、年度末のところでは毎年精算をして、かかった分だけお支払いをするというようなところで、余剰金につきましては町のほうにお戻しいただくというような協定を結ばせていただきますので、そういう本体のほうにお金が出るということはございません。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

別会計でやっていただくということですので、大丈夫かと思うんですけども、いつまでもこんな話しておいていかんですけども、やっぱり指定管理者制度というのは、これ平成15年6月ですか、地方自治法の改正によってこういう形になってきたわけですね。

なぜこの指定管理者制度にしたかというのと、やっぱり官から民へ、官のできないことを民がやっていただく、それなりにやっぱり多様性のある、いろんな幅広く柔軟的に見てもらえるというのが、やっぱりこの指定管理者の特徴だと思うんですね。10時から6時なんて一般的な、本当に公務員の官がやるようなことでは、やっぱり指定管理者をやっていただく意味がない、そんな気がいたします。

時間的なことも、先ほど町長が言われたとおり、もう少し柔軟的に考えていただけるということをお聞きをいたしましたので、少しは安心したところでございます。せっかくの施設であります。皆さんが本当に、多世代の皆さんが有意義に使っていただけるような施設にしていきたいと我々も思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。終わります。

○議長 奥田信宏君

これで黒川勝好君の質問を終わります。

質問6番 飯田雅広君の「民法改正にどのように対応、取り組んでいくのか」を許可をいたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

議長のお許しをいただきましたので、民法、近年何回か改正されておりますので、その改正された民法について何点かお聞きいたします。

まず民法ですけども、民法とは私法の一般法であります。私法とは、私人間の権利義務関係を規定する法律、つまり、私たちがふだん生活する上で、社会における基本的な取り決めのことを言います。民法は、私法の中で基本的で一般的な法律であり、私たち社会経済生活において最も身近な法律です。

現行民法典は明治31年7月に施行されました。実に120年前になります。家族法は昭和22年に大規模な改正が行われましたが、財産法に関しては、平成16年の現代語化の際に保証制

度の見直しがあった程度で大きな改正は行われてはおらず、明治時代の制定当時の規定がほぼそのままの形で現在も使われております。

しかし、この100年間、我が国の社会経済情勢は大幅に変化しており、特別法や判例による対応だけでは追いつかず、取引に関する基本ルールを定める民法の債権関係の規定もこの変化に対応させる必要が生じており、また現行民法は専ら法律の専門家等の利用を想定して急造されていたという制定の経緯から、一般国民にとってとてもわかりにくい内容になっています。

そこで、民法のうち、日常生活の中でも契約など最も影響のある債権関係について、社会経済の変化に対応させ、かつ一般国民にとってわかりやすい内容とするため、今回の債権法関係の民法改正が行われました。

改正の骨子は、1つ、短期消滅時効の制度を廃止し、一定事項の消滅時効が1年から5年に延長。2つ目、法定利率を年5%から3%に引き下げるとともに、変動利率の制度を導入。3つ目、保証人の保護強化を図るため、事業融資に対する個人保証は原則無効とする制度の導入。4つ目、敷金は原則返還しなければならないとする敷金関係の判例法理の明文化。5つ目、瑕疵担保責任について、欠陥商品には修理や代金減額も請求できるとする契約責任説を採用。6つ目、定型定款の新設等となっています。

そこで、今回の債権法関係の民法改正は、自治体の契約や債権の実務にかかわることが多く、全庁的にわたることから影響は大きいと考えます。あわせて、町民生活への影響もあることから、次の2点について町の見解を伺います。

まず、民法改正は町民への暮らしにどのように影響するのでしょうか。次に、民法改正は行政の仕組みにどのように影響するのでしょうか。現在の検討状況についてお伺いいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

2つご質問をいただきました。

まず最初でございます。

民法改正は、町民への暮らしにどのように影響するののかというご質問でございます。

今般の民法改正、いわゆる債権法の改正につきましては、約120年間にわたり実質的な見直しがなされていなかったことにより、現在の社会経済の変化に対応するために行われるものでございます。

実際には、実質的なルールの改正、例えば保証人の保護に関する改正によって、個人が連帯保証人との保証契約を締結する場合に、極度額の定めのない契約は無効となるなど、個人の立場がより保護されるため、日々の暮らしがよりよくなる内容の改正が主要と考えられております。よって、現代社会に対応した実効性のある改正内容のため、町民の方の暮らしにより影響を与えるものと認識をしております。

それから、2つ目でございます。

民法改正は、行政の仕組みにどのように影響するのか、現在の検討状況いかんまでのご質問でございます。

こちらにつきましては、行政の仕組みに与えます影響としまして、債権に係る消滅時効に係る改正等により、消滅時効の起算点及び消滅時効期間を的確に把握し、確実な債権管理をすることがさらに求められると考えます。

現在、法改正に関する具体的な対応策は検討しておりませんが、債権については全庁的にかかわる内容でございますので、職員が改正内容を情報共有できるような方策等を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

### ○3番 飯田雅広君

今、課長からの答弁あったとおり、町民の暮らしに関しましては、やはり保護される部分が大きくなりますので、ぜひともそのところを町民の皆様にも周知していただけるようにしていただきたいなと思います。

本当に保証人の部分に関しましても保護されますし、大家さんやられている方は大変だと思いますけれども、敷金も原則返還しなきゃいけないという規定になりますので、そのあたり、やはり住民の方にしっかりとした告知というか、広報をしていただきたいなというふうに思っております。

2つ目の行政の仕組みにどのように影響するかに関しまして、もう少しお聞きしたいと思います。

先ほどもありましたとおり、指定管理がふえております。そういった意味では、官民連携、民営化というのも拡大している中ですけれども、地方自治体関連の業務において、契約管理と先ほどありました時効管理はとても大切だと考えております。

例えば、現在の民法では、一般の債権の消滅時効期間は10年とされています。ただ、これとは別に短期消滅時効という制度があり、消滅時効期間が1年、2年または3年とされている債権が存在しています。そして、自治体の有する債権の中でこの短期消滅時効が適用されるものがあります。代表的なものとしては上下水道料金になると思いますけれども、時効期間が2年とされております。

今回の民法改正により、これらの短期消滅時効制度は全てなくなります。よって、上下水道料金の消滅時効期間は5年になるかと思っております。

また、瑕疵担保責任の見直しでは、購入した商品や委託による業務に欠陥があった場合に、取りかえ、あるいは修理、補完してもらうことを可能とする規定を新たに設けています。

現在の民法では、契約解除、損害賠償請求の規定のみでありました。そのため、当事者間での契約の趣旨に基づき、一定の品質を満たしていない場合には、売り主は契約上の責任を

負い、買い主は契約の解除、損害賠償請求に加え、修理や代金減額も請求できるように改められています。

そこで、再度お聞きします。

委託事業がふえているというこの状況において、やはり契約管理、時効管理についてはしっかり見直していくことが必要ですが、さらに深くお答えいただけたらと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

委託事業がふえている状況における契約管理、時効管理についての考えのお尋ねでございます。

ご指摘のように、現在、町におきまして多岐にわたるさまざまな事業を進める中、各種の委託事業は確実に増加をしております。そういう中で、契約に基づく町の債権等を適切に管理し、確実に債権を回収することは大変重要だと考えております。

今後にも必要に応じて職員を専門研修等に参加させるなど、個々の職員のスキルアップを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

そうですね。債権回収、しっかりやっていただきたいというふうに思っております。

さらにもう一問、再質問したいんですけども、少し専門的になってしまうんですけども、ちょっと契約のことにしてお聞きしたいと思います。

今回の債権法の改正点で私が特に重要と考えているのが、瑕疵担保責任は廃止されて契約不適合責任が規定されていることです。特定物の売買契約にあった瑕疵担保責任がなくなり、特定物、不特定物に関係なく契約不適合担保責任が問われることになりました。

瑕疵担保責任とは、売買の目的物につき購入した時点では明らかになっていない瑕疵が発覚した場合、売り主が買い主に対して負う損害賠償、契約解除の責任のことをいいます。なお、瑕疵担保責任を追及できる要件としては、隠れた瑕疵であることが必要であります。

現行の民法の瑕疵担保責任では、目的物に欠陥があった場合、損害賠償請求が認められ、目的を達成できなかった場合の契約解除を認めています。一方で、条約に定めのない修繕請求ができません。

ここで重要なのは、瑕疵担保責任は商品が特定物である場合に適用される制度であるということです。特定物か不特定物かという商品の種別によって買い主の保護される範囲が異なってくる点が現行民法の問題点の一つと言われてきました。そこで、債権法の改正では、契約不適合責任という制度が導入されるに至りました。契約不適合責任では、契約の目的に適合しているか否かが問われています。

契約不適合責任とは、目的物が契約の内容に適合しないものである場合、すなわち実際に

給付された目的物と契約内容との間にずれがある場合に売り主が負う責任です。この場合、先ほどから話をしているとおり、目的物が特定物であるか、不特定物であるかを問いません。契約不適合責任を設けた債権法の改正では、買い主は売り主に対して契約の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求、解除権の行使の4つができることとなりました。

この債権法の改正では、売買契約における買い主の保護がさらに強化されることとなりますので、売り主は売買契約においてより慎重な対応が求められることとなります。なぜかといいますと、販売目的物が契約内容と異なっている場合、多大な損害賠償責任を負うことになるからです。

そこでポイントとなるのが契約書の作成です。債権法の改正が施行されると、仮に契約書がなくても、紛争解決の多くのルールが適用されます。そのまま適用されれば、売り主に煩雑な手続、多額の出費が課せられる可能性があるため、契約不適合責任の範囲をできるだけ狭める工夫が必要になってきます。

町が売買契約を結ぶ際はもちろん、例えばシステム開発等の請負契約にも影響があると思いますけれども、契約不適合責任の意味を十分理解し対応していただきたいですし、今後は、現在使用している契約書の各条項についても、民法改正でどのように変わるかを確認した上で適切に見直すことが必要不可欠だと思いますけれども、この点いかがお考えかお答えください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

議員ご指摘のところ、今、町のほうで一番問題というか、しっかりとやらなきゃいかん部分が瑕疵担保責任の関係でございます。

先ほど商品が特定物か否かというお話ございましたけれども、町のいわゆる契約書のひな形に瑕疵担保責任の条文、条項がございます。こちらのほうもしっかりと今回見直しいたしまして、適正な契約事務をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

ぜひとも契約のほうをしっかりと確認していただいて、本当に町に余り負担のないような形にしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次に、成人年齢が18歳になる改正についてお聞きします。

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とする民法の一部を改正する法律が成立しました。民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つものですが、この年齢は明治29年に民法が制定されて以来、二十歳、20歳と定められてきました。

成人年齢の見直しも実に140年ぶりであり、18歳、19歳の若者がみずからの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会

を活力あるものにする意義を有するものと考えられます。

では、今回の民法の成年年齢の引き下げやその他成年年齢の引き下げによって我が国にどのような変化が生じるのでしょうか。この点、民法の改正に先立ち、公職選挙法では平成27年に選挙年齢を18歳に引き下げる改正が実施されています。そのため、既に国政選挙でも18歳からの投票が行われています。

そして、公職選挙法以外にも、成年年齢がかかわる法令は200以上も存在しています。民法の成年年齢を引き下げたからといって、他の法律の成年年齢もそれと一致させる必要はありませんので、法律ごとに成年年齢の引き下げの是非を検討する必要があります。

さて、民法の成年年齢の引き下げの影響について考えてみると、最も大きく影響を受けるのは、未成年者取消権、民法5条2項になると思います。現行法だと、婚姻していない18歳、19歳の未成年者が親権者などの同意を得ずに行った売買などの法律行為は後からでも取り消すことができます。これはもう本当、小学校1年生でも大学1年生でも同じです。これによって未成年者の保護が図られています。

これが改正法によれば、成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳はこの取消権が使えなくなります。成年年齢の引き下げは18歳、19歳の若者にとって、社会の中で自由に取引や経済活動をする領域を拡大させ、自己決定権の尊重につながる一方で、大人として扱われるがゆえに、これまでの特別に与えられていた庇護はなくなることを意味することになります。このため、若者の契約トラブル、消費者被害の増加を心配する声もあり、学生への消費者教育の充実が急務になっております。

そこで、成人年齢を18歳に引き下げる民法改正について、1つ目、少子高齢化社会の進展により、ひとり暮らしの高齢者や認知症を患った高齢者に対する不当な勧誘は後を絶ちません。また、成人年齢を18歳に引き下げる民法改正に伴い、18歳、19歳の若年成人の被害増加が懸念されます。町として消費者被害の実態を調査し、被害の実情を把握することによって、効果的な消費者被害の防止策を構築する必要があると考えますが、見解を伺います。

また、文部科学省では、消費者教育の充実を含め、高等学校の学習指導要領の改訂を進めていると聞いております。その趣旨を生かし、中学校においても消費者被害に遭わないための民法消費者契約法等の内容を含めました実践的な消費者教育の充実を図るべきと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、成人年齢の引き下げに伴い、海部地域消費生活センターの充実強化が必要だと思いますけれども、どのようになっていくのでしょうか。お答えください。

次に、成人年齢の引き下げにより、蟹江町として成人式をいつ、どのような形で主催するのか教えてください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

消費者被害の防止策の構築につきまして、ふるさと振興課のほうからご答弁差し上げたい

と思います。

平成29年度より、海部地域7市町村、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村が共同で、海部地域消費生活センターを開設をさせていただきました。

これによりまして、蟹江町において月1回でありました巡回相談が週に1回、月4回実施されるようになりまして、消費者トラブルの相談窓口が大幅に拡大をされました。その結果、昨年度の相談者は前年度より1.6倍ふえてございます。

また、海部地域という広域で行うことによりまして、海部地域の住民に対しまして同一の条件で高い水準のサービスを提供することができるメリットとなります。

平成29年度には、消費者教育としまして、町内全ての小学6年生及び中学3年生に、独自で作成をしました若者向けリーフレットを配布しまして、契約に関するトラブルや相談方法について周知をさせていただいたところでございます。

平成30年度には、同じく若者向けのリーフレットの作成と配布を予定しておりまして、若年者の消費者教育にも力を入れてまいりたいと思っております。引き続き啓発活動を行うことによりまして、被害の未然防止と消費者教育に努めてまいりたいと思います。

また、充実強化につきましては必要と考えてございます。なお、消費者行政強化策としましては、被害の未然防止の啓発活動と、さらに相談員に対して、国等が開催する成年年齢引き下げに係る法制度等の研修に積極的に参加させることで相談員のレベルアップにより充実を図ってまいりたいと思っております。

ふるさと振興課からは以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

ご質問にお答えをしたいと思います。

中学校では社会科公民分野の単元「私たちの生活と経済」において、消費生活と経済の仕組みについて学習をしております。

家庭科においては、「私たちの消費生活と環境」の単元で、「消費者トラブルを解決する方法を考える」という学習で、消費者としての基礎となる知識、実践力を培っております。また、先ほどふるさと振興課長から話がありました、海部地域消費生活センターのリーフレット「カシコイ消費者」も活用しているところであります。

ただ、議員の言われる民法消費者契約法等の内容を含めた実践的な消費者教育ということではまだ十分ではないと思っておりますし、学習する時間も限られております。高等学校の学習の前段として、消費者教育の充実を図るという観点から、中学校で行う内容について一度整理をしてみたいと思っております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

ごめんなさい、成人式を、すみません。

○生涯学習課長 松井督人君

では、成人式についてお答えをさせていただきます。

成人式は次代を担う青年に明るい希望を持ってもらい、大人になったことを自覚してもらうことを目的として開催をさせていただいております。

民法での成人が18歳に引き下げられますが、町としましては、近隣市町村の動向を把握しながら方法を今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

若年層のほうには啓発活動を今もされているということですので、引き続き積極的な啓発活動をお願いします。また、教育のほうに関しましても、一度整理されるということですので、また整理して、より実践的なものにしていただけたらなと思っております。

成人式に関しましては、多分そうですね。何も決まっていないうふうには思ったんですけども、実際、1月にもし成人式をやるとした場合に、18歳、今の中学2年生が対象だと思いますけれども、受験のシーズンですね。ちょうど1月中旬にセンター試験があります。今年度のセンター試験は1月19日、20日というふうに聞いています。2011年からはセンター試験はなくなって、大学入試共通テストになるそうですけれども、これも1月中旬に行われるということですので、基本的に変わりはないかなと思います。

そうすると、やはり入試の時期と重なってくるので、成人式をやるタイミングというのは、全国的にそうだと思いますけれども、考えていかなきゃいけない問題になるんじゃないかなというふうに思っております。

今の中学校2年生が対象ですので、蟹江北中学校120人ぐらいいます。蟹中も200人弱だったと思いますので、合わせて320人の中学校2年生はやっぱり心配していると思いますし、その親も入れれば1,000人近い住人が多分、どうするんだろう、どうなるんだろう私たちと、4年後のことを今から心配していると思います。

そういう意味では3万7,800人ぐらいですか、今、人口いるうちの2.何%かはやっぱり皆さん心配しているので、なるべく早い結論等々を出していただけると、より安心できるのかなというふうに思っております。なかなかいろいろ決まっていけないので、難しいと思うんですけども、そのあたりよろしく願いいたします。

この未成年者取消権と同様に、未成年者にとって不利な労働契約の解除権、労働基準法58条2項も若者が失うことになる可能性が高いと考えられます。そういう意味では、労働相談もしっかりやっていただきたいなというふうに要望をしておきます。

また、民法の成年年齢の引き下げは、教育費の支払い終了時期に影響する可能性もあると思います。理論的には、教育費の支払い時期を成年に達するまでとする法的根拠はありません。しかし、多くの実務では二十歳までとする運用がなされています。この関係で、成人年



齢を引き下げた場合に、教育費の支払い時期も18歳に達するまでとされる可能性があります。これによって、貧困家庭などでは事実上18歳以降の進学を断念せざるを得ない場面も出てくることを心配されます。

さらに、民法の成人年齢の引き下げは、少年法の適用年齢の引き下げの議論にも影響を及ぼしています。成年年齢の引き下げ問題では、対象とする法律ごとに、そのメリット・デメリットがありますし、そこを慎重に検討した上で冷静な判断をしていくことが大切です。それは蟹江町も同様だと思います。その点に関してお願い申し上げて、次の質問に移ります。

児童虐待防止の視点から、少し古い改正になりますけれども、平成23年に民法の改正が行われました。子供を育てることは親の権利であり、義務でもあります。親が子供を育てる権利と義務は親権といって、民法で規定されています。近年、その権利を乱用し、子供に暴力を振るったり、子供を放置したりするといった児童虐待がふえています。

東京都目黒区でことし3月に当時5歳の女の子が家族から虐待を受けて亡くなるという、大変痛ましい事件が起きました。保護責任者遺棄致死容疑などで起訴された父親は、当初、調べに、これまでしつけでたたいたことはあるなどと供述しています。しつけや教育という名をかりた虐待、専門家は程度の差はあれ、どこの家庭でも起こり得るとしています。実際、しつけの名のもとに行われた虐待事件は頻発しております。

厚生労働省によると、2014年1月から16年3月に虐待死した計653人の子供のうち81人、12%は主な虐待理由がしつけのつもりで、理由が明らかなケースでも2番目に多かったといえます。特に3歳以上に限れば、2009年4月以降、しつけで27人、28%が死亡し、理由として最も多いとのことです。

しつけのためというのは、強い立場の人間が自己を正当化する言葉ですが、周囲の人も、しつけや教育と言われれば、虐待と気づきづらいのが現状です。

そこでお聞きします。

蟹江町における児童虐待数を教えてください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

平成23年度から平成27年度までの間につきましては、毎年10件前後発生してはいましたが、平成28年度につきましては14件、昨年度、平成29年度につきましては33件発生しております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

件数が徐々にふえていっているということですので、やはりこの民法改正、必要だったんじゃないかなと思います。

子供の権利のためにという言葉が民法の第820条に追加されて、820条を引用する第822条において、懲戒権の行使は子の利益のためになされる監護及び教育に必要な範囲内に限られ

ることが明示されました。

法改正の趣旨は、いわゆるしつけと称した児童虐待を防止するためであります。親権者及び監護者の中には、その点の理解が不十分であり、一方的な思い込みによる児童虐待が引き起こされているケースが多いのではないのでしょうか。啓発だけではなく、正しい理解をするための研修など学びの場をつくる取り組みはいかがかお答えください。

次に、東京都目黒区の事件では、品川児童相談所が家庭訪問しているにもかかわらず、母親に面会を拒否され、子供に会えませんでした。必ず会って子供の状況を確認できれば虐待を発見できます。

明石市では、全ての子供に対して4カ月健診、1歳半健診、3歳児健診、5歳児入学前健診の機会を捉えて、小学校入学前までに面談を4回実施しています。もしこの健診で子供本人に直接会えなければ、児童手当の振り込みをやめるということを行っています。完全に支払わないのは法的にできないそうですけれども、子供に手渡しに切りかえるそうです。これは厚労省からも大丈夫という話が出ているそうですので、これによって実際100%会うことを成功しているそうです。児童虐待対策として蟹江町も取り組まれてはどうでしょうか。お答えください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、順番にお答えさせていただきます。

まず初めに、児童虐待についての啓発、正しい理解を進めるための研修、学びの場をつくる取り組みについてお答えさせていただきます。

毎年11月の児童虐待防止推進月間にあわせて、広報紙及び庁舎の電子掲示板において啓発を行っているところでございます。また、虐待の正しい理解を進めるための研修につきましては、保育所、児童館の職員につきましては、外部研修において受講しているところでございます。また、今後は子育て世代の保護者を対象に、学びの場をご提供させていただければと思っております。

続きまして、児童手当の振り込みをやめて、子供手渡しに切りかえてはどうかについてお答えさせていただきます。

現在、蟹江町では、乳幼児健診の未受診者については個別対応、保育所及び幼稚園の協力で児童の確認はできておりますので、この件につきましてはの直接手渡しをするという対応は発生しておりません。また、今後児童の安全確認ができない状況が発生した場合については、参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

児童虐待防止対策として手渡しというのも一つの手段だと思っておりますので、また検討していただきたいというふうに思います。

通告書にはないんですけれども、教育長にお聞きしたいんですけれども、この手渡しに関してなんですけれども、蟹江町も乳幼児健康診断、4カ月、1歳半、3歳、5歳とやっているわけなんですけれども、例えば小学校入学されるときに、蟹江町のいろいろな健診を受けていらっしゃる方が例えばいるとした場合に、蟹江町はデータとかもないと思います。多分受けていない方は、自分のところで例えば行っている病院とかから診断書なりとってこられて渡されると思うんですけれども、やはり蟹江町として自分のところでデータを持っているほうが、今後9年間その子を見ていく上においても必要じゃないかなと思います。

そういう意味では、やはりこの子供に手渡しという名目で蟹江町の健診を受けていただくということも、一つの今後のいろいろな何か起こったときの対応としては必要になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、教育の立場からはどのように思いますか。

○教育長 石垣武雄君

今、子ども課のそういうような健診の場合に合わせて手当をとということでありました。

学校において考えていますけれども、もちろんそういうそれは、学校に入ってからいろいろなものを……

○3番 飯田雅広君

学校に入る前に、とりあえず蟹江町として何もその子に対してものがないのもどうか。

○教育長 石垣武雄君

学校に入る前には、そういうような健康診断にかわるもの、これが例えば蟹江町外から、もしちょうど1年生のときに引っ越される場合は、そこにみえるところで健診を受けてもらいます。その結果を送ってもらって、それが、ですからその子の成長の記録がわかります。

あと、蟹江町において5歳児健診とかが特別にございまして、そしてあと、学校に入る半年前の11月に就学前健康診断をやっていますので、そういうところから総合的に考えて、学校へ入ってくるということで、今の資料につきましては、そういうふうで、何も無い子ということで、時たまかかれなかったら、例えば5歳児健診とか何か、就学前健診も実は保護者にとって義務ではないんです。こちらのほうにとっては、ねばならない。けれども、保護者にとっては受けなくてもいいということが実際はあるんです。義務ではない。けれども、こちらとしてはやはり学校に入る以上はということで、お子さんの状況を知りたいことで、どうしても場合は、病院の別にかかってみえるところの資料もいただいて、診断書とか、そして、やはり学校に入る以上はそういう参考にさせていただくということでご理解をいただいで進めているところであります。

すみません、以上です。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございました。

では、ちょっと最後にお伺いいたします。

行政側も我々も町民のための施策を実現させていくことが大切ですけれども、民法の改正事項に関して、ぜひとも町民のためにというところを念頭に置きながら対応していただきたいというふうに思っております。

そのためには、役場内の関係課では徹底した議論に入っていただかなければいけないかなと思いますし、債権法の改正に関しましては、それぞれの所管課が持っている契約に係る事務、あるいは財務関係、債権、債務に関する事務、これらについて徹底的な見直しをして、そしてそれを持ち寄って町のいろいろな成文化に結びつけていただきたいと、こういう流れが必要じゃないかと思っております。

このことを含めて、改めて民法改正に取り組むに当たって、町のお考え、見解を町長にお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

さすがにやはり専門家でいらっしゃると思いますので、いろいろ民法について詳しく質問をいただきました。

私の見解というのか、民法というのは1896年以来120年ぶり、まさにそのとおりでありまして、日本国憲法が1947年にできた、その中に地方自治体を運営するものとなる地方自治法ができたというのは飯田さんご存知だと思います。それを中心にして、やはり憲法というのが一番上にあって、その中で民法もあれば商法もあれば刑法もあれば民事訴訟法、刑事訴訟法、大きな法律がたくさんあるわけですが、まさにこの民法改正というのは、蟹江町民だけではなくて日本国民にとって、本当に経済だとか生活に大きく影響する法案であるのも事実であります。

昨年の6月、7月に参議院を通過したのも知っておりますし、3年以内に実行してくれということで、我々としてはその準備を進める段階での答弁をさせていただいたわけでありまして。まさにご指摘をいただいたとおり、うちもかつては契約関係でいろいろあった時期もございました。私の議員のときであります。瑕疵担保責任の問題等々もあったわけでありまして、今回そういう税金の無駄遣い等々につながるものについては一切許されるものではないと考えてございます。

特に、町民の債権に関する問題等々についても、個人情報がつきまといまいますので、どこまで我々ができるかわかりません。しかしながら、それぞれの担当部署において、しっかりと改正の条例案を見て前に進めてまいりたいと。今現在はまだどういう状況になっているかは全て把握しているわけじゃありませんが、しっかりとそこは把握した上で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○3番 飯田雅広君

この債権法の改正に関しましては、とにかく私一番心配しているのはその契約に関する点です。本当にきちんとした契約をしないと大きな損害をこうむることになりますので、その点は何ともしっかりとご対応いただきたいというふうに重ねてお願い申し上げます。

この債権法の改正では、意思能力に関しての判例法理が明文化されております。法律行為の当事者が、自分が法律行為をするに当たり、その法律行為の結果を正しく理解、認識し、これに基づいてその法律行為をするかどうかを正しく判断することができる能力を意思能力といいます。現行民法では、権利能力や行為能力について規定はありますが、この意思能力についての規定はありませんでした。もっとも、意思能力を欠く者の法律行為が無効であることは、判例法理として確立した考え方でありました。

そこで、改正後の民法では、法律行為の際に意思能力を欠く者がなした法律行為は無効であるという規定が設けられております。これが民法3条の2項になります。重篤な認知症の高齢者もここに含まれることとなりますけれども、超高齢化社会を迎えて、意思能力に関するルールが重要となる中で、民法に明文規定がないのはおかしいということで、契約の当事者が意思能力を有しなかったときは、その契約は無効とする旨の規定を新設することになりました。

従来と何も変わらないのですけれども、一般国民にわかりやすい民法という観点から、当然の原則を明文化したということになります。しかしながら、明文化したとしても、ひとり暮らしの高齢者、認知症を患った高齢者に対する不当な勧誘はなくなりません。このことへの対応策として、ずっと私言っていますけれども、成年後見制度がありますし、この成年後見制度を生かす仕組みづくりを町側にぜひともしっかりつくっていただくよう要望いたしておりますけれども、この点に関して町長、また担当課長にはより進めていただきますよう最後にお願ひ申し上げて、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長 奥田信宏君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

質問7番 石原裕介君の「蟹江町における、ふるさと納税について問う」を許可いたします。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原裕介です。

議長の許可をいただきましたので、蟹江町におけるふるさと納税について問うを質問させていただきます。

まず初めに、ふるさと納税の意義について少し述べさせていただきます。

ふるさと納税は平成19年5月の総務大臣の問題提起から始まりました。多くの国民が地方

のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をしていました。その結果、都会の地方団体は税金を得るが、彼らを育てたふるさとの地方団体には税金はありませんでした。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかという問題提起がありました。

この制度は国民各層に大きな反響を呼びました。お世話になったふるさとに、できれば恩返しをしたいという多くの人々の共感がさまざまな形で表明され、メディアでも頻繁に報道されました。

一方で、こうした思いを税制として形にすることの理論的、制度的、技術的困難さも多くの関係者から指摘され、さらに大都市部の首長からは、ふるさと納税分だけ税が減収になるとして反論の声も上がりました。

これらさまざまな観点から、ふるさと納税は国民の一大関心事になりました。ふるさと納税が国民の大きな関心と呼んだことには、少なくとも3つの大きな意義があります。

1つ目は、納税者の選択であります。税は国や地方の行政サービスを賄い、国民の生活を支えるために不可欠です。納税者にとって税を払わなくて済めばそれにこしたことはないが、それでは国も地方も立ち行かなくなり、そこで、厳格で公正な税制のもとで、国民は義務として税を負担することになっています。したがって、税制は一度決まれば、国及び地方団体が課税権に基づき強制的に徴税する、これが近代社会の伝統的な税制であります。ふるさと納税はこれに対して、たとえ納税分の一部であっても、納税者が自分の意思で納税対象を選択できるという道を開くものであります。自分の意思で納税先を選択するとき、納税者は改めて税というものに関心を持ち、国民にとって税を自分のこととし、考え、納税の大切さを自覚する貴重な機会ともなります。

2つ目は、ふるさとの大切さです。自分を育ててくれたふるさとは、誰にとっても親のようにかけがえのないものであります。地方で生まれ育ち、地方をふるさととする人々も多く、現在の日本において、国民の生活を支える上で地方の果たしている役割は極めて大きいものと言えます。その地方が疲弊すれば都会の繁栄も成り立ちません。ふるさと納税を通じて、こうしたふるさとの大切さ、郷土を愛し、育ててくれたふるさとの恩に感謝するきっかけともなります。また、出生地や過去の移住地に限らず、いわゆる二地域居住を行っている地域に貢献したいと考える人、また、ボランティア活動などを通じて縁のできた地域を応援したい人、考える人もふえてきております。ふるさと納税の導入により、このような未来志向でふるさとを考える人々にとっても、自分が応援する地域に貢献したいという思いを実現することが可能になります。それが豊かで環境に優しい地方を育てることにもつながっていくものであります。

3つ目は、自治意識の進化です。納税を受けたい全国各地の地方団体は、その出身者や関

係を持ってくれそうな多くの人々に、その魅力を大いにアピールする必要が出てきております。ふるさと納税されたお金はどう使われるのか、それによってどのような成果が期待されるのかなど、自治体間競争が刺激されています。ふるさと納税は地域の地方団体にとって、みずからの自治のあり方を問い、進化させる重要な契機になると考えられますとあります。

以上のように、ふるさと納税の意義を述べさせていただきました。

ここで質問させていただきます。

ふるさと納税は、自分の故郷や応援したい自治体に寄附、納税すると、寄附額から2,000円を差し引いた額が所得税や住民税から控除される制度ですが、なかなか皆さんに聞きますと、ちょっと面倒くさいんじゃないかという声もあります。この辺のシステムというか内容をちょっとわかりやすく説明していただけたらと思います。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

それでは、ご質問がございましたふるさと納税のシステムについてでございます。答弁させていただきます。

ふるさと納税とは、先ほど議員、その意義についていろいろご説明をされましたけれども、ふるさと納税とは、寄附者の出身地、いわゆるふるさとや応援したい自治体に対して寄附ができる制度のことでございます。手続を行うと所得税や住民税の控除を受けることができるため、寄附者は自身の税金の一部について、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みと考えることもできます。

また、蟹江町を含む多くの自治体では、寄附者に対してそのお礼品として地場産品などを返礼品として送付しているのが現状でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

では、蟹江町に寄附される方、納税される方はどのような方法で蟹江町に寄附されているのか、ちょっとお聞きします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

現在、蟹江町のほう、平成28年7月1日から、ふるさと納税の寄附の専門のウェブサイトのほうに蟹江町も登録いたしまして、原則、今の現状としては、そちらのほうのウェブサイトから、ほとんどクレジット決済というか、カード決済で寄附をいただく形がほとんどでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

今、28年7月とお聞きしました。ここは多分、私もホームページ等で見させていただいて、ふるさとチョイスというサイトとかもあると思うんですけども、蟹江町はこのふるさとチョイス以外にもサイト、ほかのところとも手を結んで行っているんでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

現在のところ、ふるさとチョイスのみでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

このふるさとチョイス、ちょっと僕も余りわからないんですけども、やはりこれは掲載の量とかでも値段のほうは変わるかと思うんですけども、どれぐらいのお金を支払ってみえるのでしょうか。わかりますか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

ふるさとチョイスにいたしましては、登録、いわゆる業務の委託料、ちょっと今手元に資料がございませんけれども、業務委託料と、あと1件ずつに発生するいわゆる商品代も含めた送料、そちらのほうをお支払いしておる状況でございます。

○4番 石原裕介君

これをお聞きしたのは、蟹江町はサイトでふるさとチョイスだけということなんですけれども、やはりほかの市町で、よくふるさと納税のほうを進んで行っているところは、ほかにもサイトが、やはり楽天のふるさと納税なり、またANAのふるさと納税、本当にふるなび、ふるさとおさむとかいろいろなサイトがあるんです。もうそことたくさんやはり提携を結んでいます。どれぐらいのお金かがちょっと今現在わからないんですけども、やはり1件、1つのサイトだけではなくて、今後検討していただいて、私の友達も楽天のふるさと納税しかしていないという方もみえますので、やはりそこでは蟹江町はリンクされないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、蟹江町の過去3年間におけるふるさと納税、入ってきた額と出ていった額を教えてください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

過去3年間の実績でございます。

まず、蟹江町へ寄附された額でございます。平成27年度につきましては、町へ寄附された額が59万円でございます。それから同年、他の自治体へ寄附した額が782万6,001円でございます。実際、住民税の減額分、町の町税が減る影響額といたしまして約280万円ほどございました。

それから、28年度でございます。町へ寄附された額につきましては266万4,000円でございます。それから、町から他の自治体への寄附額でございます。3,889万2,234円でございます。それから、その住民税の減額分、影響額といたしまして約1,700万円でございます。

それから、最後、平成29年度でございます。町へ寄附された額269万5,000円でございます。他の自治体への寄附額につきましては6,540万4,370円でございます。住民税の減額の影響額といたしましては約2,900万円でございます。



以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

残念ながら今のお話を聞きますと、27年は59万円入ってきたところ、今、29年ですと約2,690万円、かなりの額が開いている。残念ながら蟹江町においては、ふるさと納税で税収を得ている状況ではないようです。

国全体では、ふるさと納税の利用者、総額ともに毎年ふえ続けています。平成29年度のふるさと納税額は平成27年度の約7倍です。これは蟹江町も同じようになっております。利用された方はもう300万人以上、また、ふるさと納税された額も約3,000億円とかなりの額になっているのが今の現状でございます。

その中で、税収を伸ばしている自治体の特徴として、今は返礼品、お礼品がありますが、当町はこの返礼品、お礼品を行っていると思いますが、いつごろから始められましたか。お聞きします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

返礼品のお返し時期につきましては、先ほど申し上げましたように平成28年7月1日から開始をしております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

では、返礼品とこのサイトと同じように始められたということで、では、当町の返礼品は現在どのようなものを取り扱っていますか。お願いいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

当町の返礼品につきましては、大きくジャンルとして2つございます。

まずは、時期物の季節限定物でございます。夏場限定で蓬菜柿イチジクのほうを地場産品として返礼品として上げております。あと、冬場ですとポインセチアとか花卉、非常にこの2つは主力というか人気商品でございます。

そのほか、定例的なものとしてお酒でございます。町内にいろいろ酒造メーカーがございましてけれども、定例的な年間通じて、みりんのセットとかそういったお酒の関係等が非常に人気がございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

では、今お話ししていただきました。

夏場ですと、その中でもイチジクが人気ということで、冬場になればポインセチア、お花も人気、年中通してお酒、山田酒造さんの酔泉や最愛、また甘強みりんさんのみりんセット

ということでございます。

蟹江町の近隣市町村をちょっと紹介させていただきますと、返礼品を扱っていない市町村が、弥富市さんと大治町さんと飛島村さんだと思います。また、愛西市の29年度のふるさと納税額は約392万円入ってきた額で、返礼品の、お礼品の中で、レンコンやレンコンチップ、レンコンの掘り体験、お菓子など22点でございます。あま市の29年度のふるさと納税額の入ってきた額は約1,200万円、返礼品は43点で、お菓子やお酒、Tシャツなど、人気なのはお米、また名古屋コーチンだそうでございます。津島市が平成29年度のふるさと納税額で入ってきた額は約2,680万円、返礼品は約87点あるとお聞きしました。野菜はトマト、果物のイチゴ、お菓子のセット、ボールペンやイヤリング、珍しいところではお墓の掃除、またゲストハウスの宿泊券、また人間ドック、今すぐく人気なのがイージーオーダーのスーツだそうでございます。

返礼品を扱っている各市町村は本当にさまざま趣向を凝らしておりますが、その中でちょっときょう、朝の中日新聞の朝刊に載っていたんですけれども、ふるさと納税返礼品、みまもり、一宮市日本郵政のサービス検討、一宮市はふるさと納税の返礼品として、日本郵便が昨年10月に始めたみまもり訪問サービスの導入を検討している。みまもり訪問サービスは、毎月1回、郵便局員が高齢者の自宅を訪問して生活状況を確認、遠方に住む親族に電子メールで伝える。県内では大阪市が8月に返礼品に加えた。また、訪問サービスのほかに、空き家になった実家の管理や墓の清掃の代行サービスの導入も視野に入れていると、きょうの中日新聞の朝刊に載っておりました。

蟹江町もひとり暮らしの方が本当に多いと思います。また、空き家対策も今議会でも話題になっておりますが、やはりこういうことも、食べ物や物だけではなくて、飲み物だけではなくて、津島市さんもやってみえるように、人間ドック券とかお墓の掃除券とかいろいろ、とにかくやっていたけるといいと思います。

その中に、たまたま大府市さんの返礼品もちょっとサイトで調べてみましたけれども、大府市さんは約143点も出しております。その中ではエアウイーブとかJTBの旅行券、あと焼酎やノリタケの器など。また、一宮市は119点出しております。こちらはちょうどCOC壺番屋さんが本店ということもあり、COC壺番屋さんのもの、また、サガミのみそ煮込みセット、また、若者に人気のフィギュアの人形、またオーダースーツ等も一宮さんが行っております。

このような返礼品ですけれども、当町はどのように募集し、またどのように選ばれましたか。お聞きします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

蟹江町の返礼品の選定につきましては、総務省の通知等に基づきまして、ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品を現在選定をしております。開始した当初、先ほどの平成28年からで

ございますけれども、当初から蟹江町商工会及び観光協会等へ協賛企業や事業者の推薦をお願いいたしまして、地元業者の地場産品を選定しております。その後につきましては、町内事業者の方からの申し出や町職員からの情報提供により、町の地場産品を掘り起こしつつ、少しずつ返礼品の種類をふやしております。

なお、返礼品につきましては、寄附金額の約3割相当額のことを、総務省通知に基づきまして選定をしている現状でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

28年から商工会や観光協会を通じて募集し、選ばれたとあります。この返礼品の募集、やはり先ほどもありますが、いろいろな人が、蟹江町民、いろいろな人がいろいろなアイデアを持ってみえると思います。だから、商工会だけじゃなく、観光協会だけじゃなく、随時募集できるようなシステムをつくっていただきたいんですけども、それはどうでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

返礼品につきましては、町の幹部会議のところでも、横江町長のご指示で職員に対して、知り合いの産品等の話を担当課のほうに持ってくるようにというご指示もいただいております。内部的に実は2社ほど職員からのご紹介をいただいております。うち1社につきましては、近々返礼品のラインナップに載るような方向で今進めております。こういった返礼品の裾野を今後じっくりと広げていきたいという考えで進んでおります。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

隣の津島市は、今ある定期募集、決まった品だけではなくて、やはり津島市のホームページ等に随時新規募集をしておりますというふうに大きく載っているところもあります。やはりみんなが、先ほど言ったように、飲み物、食べ物だけじゃなくて、本当に旅行会社さん、いろいろな方でも提案できるような取り組みにさせていただけるようお願いいたします。

また、今は、先ほどお聞きしました、本当に蟹江町から出ているお金は本当に多いんですけども、これから今後の対策とか、もしお考えがあるようでしたらお聞かせください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

今後の対策につきましては、先ほど議員からご紹介がありました一宮市の郵便局さんのそういうみまもりサービス等、私もきょう新聞を拝見しております。これからはそういった商品、物とかそういう商品もさることながら、そういった付加価値的な何かそういうサービスのほうのラインナップを広げていくのも一つの方策じゃないかと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

本当に大変なふるさと納税だと思いますが、愛知県も県民税が2016年には51億円以上流出したという声も新聞にも載っておりました。また逆に、宮崎県の都城市、また大阪府の泉佐野市等は、毎年何十億円というお金が逆に入ってきているということも一つあります。ですので、何とかふるさと納税チームのようなものを町でつくっていただきまして、募集を随時かけて、食べ物、飲み物だけじゃなく幅広い返礼品を考えてみたらどうでしょうか。

では、最後に町長にお聞きいたします。当町は全国的にも有名な特産品がありませんが、特定の返礼品でPRすることは難しいかもしれません。しかし、他の近隣市町村もさまざまな趣向を凝らし、取り組んでいます。蟹江町も返礼品を始めてまだ数年、まだ1、2年ということで、月日は浅く、まだまだ今後期待されますが、町長はこのふるさと納税にどのように取り組まれるか、また返礼品についてお考えがあったらお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、石原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

大変頭の痛い問題でありまして、毎年毎年、出のほうがかんたん膨れ上がってきます。手をこまねいて待っていたわけではありません。先ほど、今担当からも申し上げましたとおり、職員に別にそれを課すつもりはございませんが、いろいろな場所でふるさと納税の返礼品、何とか考えていただけませんかというようなことも実はやっております。ホームページ、それからいろいろな配り物等々も含めてでありますけれども、積極的にこれからやっていかなければいけないというふうには考えてございます。

今、石原議員は、蟹江町に有名なものがとおっしゃいましたが、実はイチジクが非常に好調でありまして、今回の台風でちょっと若干枝が折れたという被害があったわけではありますが、観光交流センター、それから、その楽人でもそうでありますけれども、そこでも実はイチジクを販売をしております。このことについても毎年毎年、実はたくさんの方がそこに買いにみえて、それを目的にやったわけじゃないんですけれども、非常に人気のある一つのアイテムとして、蟹江町は自信を持って返礼品として出していきたいなど。

あともう一つは、今、石原議員おっしゃったように、蟹江町にそのものがなくても、よそから、近隣広域から材料を仕入れて、それを加工して、蟹江町ならではの職人のわざで、お店のわざでそれを商品にして、ふるさと納税の返礼品にしようという、そういう動きも実は高まっておりまして、今ちょっと担当も申し上げました、一つの商品が11月に多分ふるさと納税、ふるさとチョイスに載るような段取りにはなっております。

いずれにいたしましても、急激な進捗は望めないかも知れませんが、我々職員、そして関係機関にもしっかりと声をかけながら、ふるさと納税の出ていくのを防ぐのは難しいかも知れませんが、できるだけ蟹江町に対して歳入をふやしますような、そんな努力をしっかりとやってまいりたいというふうに今現在考えてございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

私も須成に住んでいまして、祭人に毎日のようにイチジク張ってあります。もう毎日のように売り切れだというふうに紙も見ております。本当にイチジク、夏に人気があるということですが、大いに蟹江町のイチジクをみんなに知っていただくのも一つだと思います。

これを機にふるさと納税チームなどを立ち上げていただき、また返礼品の数をもっとふやし、興味を持つようなアイデアが詰まったものやサービスを考えて加えてみる、また返礼品の大幅な見直しやふるさと納税サイト活用に加え、蟹江町独自の公式ウェブサイト、蟹江町ふるさとサイトをもっと広域的につくり、他の市町村との差別化を図り、PRの仕方を工夫し、積極的に取り組んでいただきますようお願いし、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で石原裕介君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。3時25分から再開をいたします。

暫時休憩といたします。

(午後3時04分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時25分)

○議長 奥田信宏君

それでは、質問8番 安藤洋一君の1問目、「堤防の危機管理機能の強化を求む」を許可をいたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、1問目、堤防の危機管理機能の強化を求むと題しまして質問をさせていただきます。

なお、参考資料はタブレットにもアップしておりますので、よろしく申し上げます。

このタイトルの堤防といいますのは主に日光川の堤防のことです。この日光川の堤防については、過去にも私を含め数多くの議員の方が質問を繰り返していることと思います。このことは、それほどこの日光川流域に暮らす住民の皆さんの堤防に対する関心が高い。もっと言えば、不安を抱きつつ日々暮らしているあらわれと言えるのではないかと思います。ですので、今回の質問においても過去の質問と重複する内容があるかもしれませんが、そこに暮らす住民の皆さんにとって重大な関心事でありますので、改めてわかりやすく、最新の

情報をもとにご答弁をいただきますようお願いいたします。

特に、つい先週の9月4日、火曜日に四国、関西に上陸し、大阪湾において高潮を発生させ、当地で過去最高潮位329センチを、そして観測史上最大の瞬間風速58.1メートルを記録し、関西国際空港を初め各地に甚大な被害をもたらした台風21号においても、当初の予想コースでは、この東海地方を直撃するかと目されておりました。その被害の大きさを思いますと、全く他人事では済まされない異常気象が昨今頻発しております。そうした現状も踏まえてご答弁をお願いしたいと思います。

まず1問目、堤防の整備、保全についてお伺いしたいと思いますけれども、まず、本題に入ります前に確認の質問をさせていただきたいと思います。

ふだん蟹江町行政として、町内の河川の堤防など、管轄が違うと思うんですけれども、そういう施設をみずから進んで見回ったりすることはあるのでしょうか。また、仮に見回っているとして、不具合や異変を発見したり感じた場合、管轄機関に通報することはありますでしょうか。ちょっとこの辺をお答えをお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

基本的には、町内パトロールにおきまして町管理施設を見回っております。ただ、町職員が町内を移動する際や、シルバー人材センターによる町内パトロールにおきまして、国や県等が管理する施設につきまして異変等を発見したときは、速やかに関係機関へ情報を提供しております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

どちらかという、積極的に常に回るといった感じではないというような感じがしますけれども、ありがとうございます。

これから質問する堤防については、蟹江町ではなく愛知県の管轄になろうと思いますので、県への要望をお願いすべく質問をしますので、よろしく願いいたします。

1点目、写真資料、これをごらんいただきながらですけれども、日光川左岸堤の雑草、物すごく生い茂っていますけれども、この雑草に少し前、1カ月ぐらい前なんですけれども、小学校低学年の男子児童が足をとられて転んだということで、私のほうに連絡がありました。幸いけがもなく大事には至っておりませんが、私が現地を確認したところ、やはり雑草がすごいことになっていました。

一方、この写真は2年前の一般質問のときに使用した写真であります。このときは水たまりがすごいことになっていて、まともにこの堤防を散歩することもできませんでしたが、そのかわりと言ってはなんですけれども、雑草というのはほとんどきれいに刈り取られて、全

然気にもなっていませんでした。

そして、この2年前の質問のしばらく後に、すぐ県のほうから砂利を入れていただいて、その後のお話によると、快適にウォーキングを楽しむことができるようになったよというよなお話も利用者の方からお聞きしております。

それが今現在、その砂利を覆い尽くさんばかりに、せっかく敷いてもらった砂利なんですけれども、それを覆い尽くさんばかりに、そして、のり面のほうにまで雑草が茂っております。2年前の写真と比べても異常です。これはやはりふだん利用する歩行者の安全と、それから水郷蟹江の風光明媚な景色を守る、観光資源として有効活用するために、ここの堤防を一遍散歩していただけると本当わかるんですけれども、物すごく景色がいい、すがすがしい感じがして、特に夕暮れ時なんか行くと、もう夕焼けが満天に広がって、本当にすばらしいいいところ、きょうはちょっと観光とは違うので戻りますけれども、そういうことで、すばらしいところです。

そして、何よりも、堤防の強化を劣化させないためにも、雑草の除去と路面の整備、保全をお願いしたいと思います。管轄行政への要請をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

そしてまた、古いことわざに、千畳の堤もアリの一穴からというものがあります。文字どおり堤防にかかわることわざですが、ことわざには無視をできない、長い歴史と経験の中から生まれてきた経緯があると思うのですが、実際のところどうなんでしょうか。堤防の強化の面から見て、一穴どころか無数に生い茂った雑草というのはどのような影響があるのでしょうか。はたまた、影響はないよ、大丈夫なんだよということなんでしょうか。その辺ちょっと素人はわかりませんので、お教えてください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

2級河川日光川につきましては、愛知県の管理でありますので、県に確認をいたしましたところ、日光川の雑草の除去につきましては、年1回、計画的に行っております。路面整備につきましては、道路法上の道路ではなく、河川管理通路の位置づけとなっており、管理に支障が出るほどの損傷があった場合には補修を行うということでございました。

ただ、今後、愛知県におきまして、堤防天端が未舗装の区間を対象に危機管理型ハード対策が実施されます。危機管理型ハード対策は堤防天端の保護、アスファルト舗装を基本とし、愛知県が管理する洪水予報河川及び水位集中周知河川の堤防天端の未舗装の箇所を実施するものでございます。

日光川では、対策が必要な箇所が6カ所、延長約6キロメートルとなっております。このうち蟹江町におきましては、日光川左岸堤、観音寺橋から下流へ3カ所、約1.6キロの予定でございます。これは平成31年度以降、順次行っていく予定でありますと同っております。

また、雑草の影響でございますが、これも県に確認しましたところ、堤防に草が生えることにより堤防の強度が低下するということはございませんということでございました。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

天端が舗装されるということで、本当に待ち遠しいことでいいことだと思います。やはり見た目にも本当に貧弱で、ここ大丈夫、いいのかというのがもう何回も何回も聞くことで、地元の町民の皆さんから聞くことで、本当にその都度ちょっと説明に窮しておったんですけども、ちょっと明かりが見えてきたかなと思っております。

それから、今の雑草の根は強度に影響しないということのほうは、ちょっとやはり腑に落ちないというか、毎年毎年、張っては枯れ、張っては枯れということで、張って土が膨らみ、枯れてしぼんですき間ができて、また次の年、張って枯れてということは何回も何年も繰り返すと、何かそのうちすかすかになって、強度が全くなくなっていくような気がするんですけども、この場では、ちょっと県の管轄なのでお答えは難しいでしょうから、またそういったことも折を見て県のほうへ、くどいと言われるかもしれませんが、こちらとしてはやはり住んでいる住民ですので、気になりますので、その辺また確認をお願いしたいと思っております。

次いで、2問目です。日光川左岸堤防についてです。

グーグルの、これは右岸堤の防災道路ですね、新しくできた。

1点目、過去にも何度も質問されていることと思うんですけども、改めて率直にお聞きします。日光川堤防の左岸堤は本当に大丈夫なんでしょうか。この写真のように、右岸堤はきちんと整備されております。これと比べれば比べるほど貧弱さが際立っております。これが右岸堤、これが左岸堤です。左岸堤の図書館から北のほうを見たところ。これがもうちょっと北に行くと、北の丁字路、観音寺橋のところまでできますと、もっと人間も歩くのがやっとぐらいの細い幅になってしまいます。これは、素人目に見ても本当に不安になってしまいます。これで堤防と言えるのか。右岸と比べて何なのこれと本当に思います。

これが本当に大丈夫だとすれば、それほどのような根拠からなのか。一般町民の私たちにもできる限りわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問でお答えをさせていただきます。

防災道路が整備された右岸堤と左岸堤を比較すると、左岸堤の堤防の耐震が不足しているように見えるとのご指摘でございますが、県に確認しましたところ、左岸堤におきましても必要な堤防天端高や堤防天端幅は確保されているというふうに聞いております。今までの対策といたしまして、阪神・淡路大震災を受けて耐震対策工事を施工、これは平成8年から平



成11年にかけてでございますが、まず日光川左岸堤、大海用橋の上流・下流、鋼矢板の施工。それから、西尾張中央道、新日光橋から下流、これは日光川の右岸、左岸ともになんてございますが、鋼矢板の施工で18メートルから23メートルの補強工事をされております。また、第1次あいち耐震対策アクションプランとしまして、日光川左岸堤、日光川日光大橋下流におきまして、鋼矢板工で21メートルから23メートル、平成15年から17年。また、第3次あいち耐震対策アクションプランといたしまして、日光川左岸堤、JR関西線鉄橋上流矢板工、これにつきましては平成27年度から実施をされております。

また、今後日光川におきまして、堤防のさらなる安定性の向上を図るため、堤防補強工事といたしまして複断面化を進めております。JR関西本線から観音寺橋付近と大海用橋付近の2カ所につきまして、右岸堤の防災道路事業による橋梁改築と連携を図り、複断面化を進めてまいりますと伺っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。天端幅は確保されているということなんですね。まだ素人目にはちょっとピンと来ないんですけれども、天端幅は確保されているということです。それを周辺住民の方に問われれば、そうやって説明するしかないということで、ちょっと歯切れが悪いんですけれども、そういうことですね。確保されておるということです。

それから、この後に質問しようと思っていたんですけれども、ついでに答えていただきました地震に対しての強度ということで、鋼矢板を打って確保されているということで確認をしました。

続いて、ことしの7月、西日本を中心に襲った平成30年7月豪雨、これは先ほどの伊藤さんの質問のときにも言われましたけれども、岡山県倉敷市真備町の小田川堤防が決壊した事例においては、朝日新聞の記事によりますと、実際の浸水域と市の示す洪水ハザードマップ、これが倉敷市のハザードマップです。ちょっとわかりにくいんですけれども、こちらが朝日新聞の記事で掲載されました、ハザードマップの上に実際の浸水域が重ねられております。実際の浸水域がこのねずみ色になっているところで、この緑色の線がハザードマップの線があります。ほぼ一致しております。これだけ精度のよいハザードマップを行政がつくっておられたということで、なかなか素晴らしいものであります。

この水かさの増した本流、高梁川というのがあります。これが本流なんですけれども、これが水かさが増して水位がかなり上がってしまったところに支流の小田川、ここから流れ込もうとしても、もう閉ざされてしまって、水位が上がっているんで、そこに流れ込もうと思っても流れ込めない、要は水門のように水の門ができてしまっているという、専門用語ではバックウォーター現象と言うそうではありますが、その現象によって小田川の水位が逃げ場を失って上昇したということが、この小田川周辺の堤防決壊の原因ではないかと言われていま

す。

一方、これが蟹江町の、現在のところ一番新しいハザードマップですが、この日光川水系は山に源流があるようではないので、鉄砲水といったようなことはなさそうですが、一方で、河口は水閘門で塞がれております。特にことし、真新しい、すごく立派なでかい水閘門ができました。これのおかげで高潮や満潮、津波、そういったものに対する水災害はかなり防いでいただけるのではないかと、大変喜ばしいことだと思っておりますが、冒頭で申し上げました、満潮や高潮で海への排水が困難となったときに、さきの西日本を襲ったような集中豪雨に見舞われた場合はどのような状況になるか、想定はされているのでしょうか。

日光川本川が危険水位を超えた場合、今現在、各地域で万全に作動している排水機も、その意味をなさなくなるのではないのでしょうか。つまり、排水したくても、本川も水位いっばいで、これ以上受け入れたら危険な状態ということになります。ということで、ポンプをかけたくてもかけられない、危ないというような状態。さらに、逃げ場を失った水により、本川、支川を問わず、先ほど申し上げましたバックウォーター現象に似た状況が発生する可能性もあるのではないかと、思われますが、いかがお考えでしょうか。

そうした事態、あるいは氾濫危険水位を超え、堤防決壊といった事態を想定したシナリオは作成されているのでしょうか。お答え願います。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、初めにバックウォーター現象についてお答えいたします。

日光川は、江戸時代初期まで木曾川水系の一つでありましたが、現在は江南市西部に端を発し、西尾張を流れ伊勢湾に至る感潮河川であります。そのため、河口に水閘門及び排水機場が設置されております。また、南部の蟹江川、善太川等の支流は排水機により日光川に排水されております。支流以外にも、排水機により市街地等から日光川に排水が行われております。

愛知県の建設部河川課に確認いたしましたところ、特に蟹江町周辺においては支流に水門が取り付けられているため、バックウォーター現象の可能性は極めて低いとの見解でありました。

以上でございます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問の中での、日光川河口の水閘門においての水位調整といたしまして、伊勢湾の潮の干満時に、ゲートの開閉により自然排水によって水位調整を行います。台風の影響による高潮で、干潮時の日光川水閘門からの自然排水が期待できない場合、事前に台風による高潮の影響前に日光川水系の対象排水機場において予備排水運転を実施することで、効果的な日光川水系の本流、支流全ての低水位管理が可能となっております。今回の台風21号におきましても、事前に実施をされました。

日光川流域の防災といたしまして、日光川河口部では、日光川排水機場、日光川河口排水機場、日光川水閘門と一体の施設として、日光川流域の防災のかなめとして、愛知県におきまして適切に運用していただいております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。事前に排水機でかき出すというようなことらしいです。

それが対応できる間はいいんですけども、その能力を超えた場合の話で、最悪の事態を想定してというのは、もうこれからの時代の事前の備えというんですか、能力を超えた後はもうしようがないということになってはいけないので、そういったことも含めて、これからいろいろ県とか国とか、そういったところからの情報も収集していただいて、それに対応できるような体制づくりをお願いしたいと思っております。

次に、今申し上げたことは取り越し苦労ではなくて、今、日本のみならず世界中で異常気象が発生し、甚大かつ壊滅的な被害が頻発しております。また、朝日新聞の取材によりますと、過去にも同じ河川が繰り返し氾濫している倉敷市真備町の住民の48歳の男性ですら、全戸配布されたハザードマップの存在を知らなかったと答えているそうであります。

そうした現実を踏まえた上で、少しでもより精密なシミュレーションを行い、その結果を広報やホームページ、あるいはハザードマップに掲載するだけでなく、広く積極的に町民に公表、告知し、防災、避難に対する意識を啓発していかなければならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ハザードマップの意識啓発につきましてお答えをいたします。

ハザードマップの作成時に、町内の全戸配布をさせていただきました。また、新たに蟹江町に転入された方には、転入時にお配りをしております。防災訓練、防災学習会等におきましても、早期避難の重要性の説明、ハザードマップの説明、配布を続けております。加えまして、町民の皆様には国土交通省、愛知県、名古屋地方気象台のウェブサイトをPRし、より詳しい情報の取得につきましても推進をしております。

町民の方に対する意識啓発は、主に防災訓練、防災学習会を通じて、引き続き積極的に行っていく考えであります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。本当に、なるべく参加しやすい、漏れのないような行事の企画を練っていただいて、せめて、今ここに申し上げたような、ハザードマップの存在を知らなかったとかという、そういうことのないようなことにしていきたいなと私も思っているんですけども。

先ほどの質問の中にもありましたけれども、池上彰さんの特集ですか、あれを見たときにもたまたま被害に遭った方にインタビューをすると、まさかこの地にそんな被害が来るとは思わなかったとか、そういう談話もいっぱい聞かれて、やっぱり皆さん自分のところだけは大丈夫だという気持ちが、私もどっちかというとその気があるんですけども、そういうものかなと思っておりますので、まずそういったところから払拭して行って、そうでないんだよといったところから啓発をして行っていただきたいなと、私も協力しますけれども、いきいたいと思っております。

次に、3問目、避難所についてお伺いします。

これまで多くの被災地の避難所で被災者を収容し切れていない事態が多発し、問題となっていますが、蟹江町内の日光川流域において、大規模な洪水浸水被害が発生した場合の洪水用の指定避難所の場所、定員、その地域のおよその人口とカバー率、その定員の根拠をお教えてください。一旦ちょっとここで切ります。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、洪水用の指定避難所の場所、定員、カバー率、定員の根拠についてお答えをいたします。

蟹江町の指定避難所は、小・中学校、保育所等の町管理施設22カ所、長期収容人数は4,709名となっております。根拠といたしましては、施設の居住指定部分3平米に1名収容といたしまして、長期収容人数を算定しております。災害発生時に3平米ではなく2平米に1名を収容すれば、7,064名が収容可能であります。しかしながら、状況に応じて、居住指定部分のみでなく通路等のほかの部分にも収容せざるを得ないと考えております。

日光川の最大規模の洪水想定は町全域に及びます。蟹江町人口は3万7,728名であり、長期収容人数に対して町全体としてのカバー率は約12%となります。避難所、避難場所の増設に向け、引き続き、主に民間企業等に働きをかけ、確保に努めていく考えであります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。今、お答えいただいたんですけども、結局、先に場所があって、広さがあって、それを3平米なり2平米で割っていくと何人ということで、そこに住む人の数じゃないんですね。先にそこに住む人の数があって、何人かは外に出ていっているだろうから、何人ぐらい残ってというふうな逆の考えでいかないと、なかなか充実した収容施設はできないんじゃないか、いつまでたっても足らん、足らんということになるんじゃないかなということが気になっておりますけれども、実際にすぐできるものでもないでしょうから難しい問題だと思うんですけども、その辺も十分留意した上での計画というのをお願いいたします。

2点目、この辺の避難所については先ほど板倉議員からも質問があって、ちょっと重複す

るところもあるかもしれませんが、そもそも指定避難所、指定緊急避難場所、指定と書いていない避難所など、言葉がたくさんありますが、対応災害別を含めてどれだけの人が理解できているとお考えでしょうか。ホームページに掲載しているから、それでよいのでしょうか。ホームページをそもそもどれだけの人が見て、理解しているとお考えでしょうか。ちょっとこの辺のお考えをお願いします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、指定避難所の理解率についてお答えいたします。

指定緊急避難場所、指定避難所とは、災害対策基本法に基づき町長が町を管理施設の中で適切であると判断した施設を、蟹江町防災会議の審議を経て指定をしたものであります。それ以外の緊急避難場所、避難所とは、適切であると判断した施設を企業等の施設管理者のご協力により、協定締結を経て提供をしていただいております。指定緊急避難場所、指定避難所、緊急避難場所、避難所の意味、区分等につきましては、ハザードマップの明記、防災訓練時、防災学習会を通じて理解の浸透を図っているところであります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。ですので、わかっている人がつくった言葉だからわかる。知らない人、余り聞いたことがない人、なじみのない人にとっては、何のこっちゃということが多々あると思うんです。避難指示、避難勧告とかという言葉と一緒に、何それという人がまだまだたくさんおられると思うので、やっぱりそういったことも含めて、先ほどのハザードマップの存在のことも含めて告知、周知徹底をお願いしたいと思います。

それから、3点目。その避難所がカバーする地域の住民の最長到着時間、一番遠い人、来るであろう想定するエリアの中で一番時間がかかる人の時間、ちょっとそれはどのぐらいを想定されておるかをお願いします。

○安心安全課長 高塚克己君

避難所の最長到着時間についてお答えいたします。

蟹江町では、町内全域直線距離でおおよそ700メートル以内に避難場所、避難所が存在する状況であります。愛知県の市町村津波避難計画の策定指針での数値を換算いたしますと、高齢者で移動距離が1時間860メートルとなっておりますので、おおよそ1時間以内での避難完了となります。避難所、避難場所の増設に向けて、引き続き主に民間企業等に働きをかけ、避難場所の確保に努めていく考えであります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

一番遠いところで高齢者で1時間ということで、ひょっとすると間に合わんのかな、津波

でも間に合わないのかなという気がします。やっぱり、もう少しきめの細かい避難所設備の設置、これをぜひお願いしたいと思います。

この間の台風21号の際、図書館にも避難者がおられたそうなんですけれども、この方達は主にどこの地域から避難をされてきたのか、わかる範囲で結構ですけれども教えていただきたい。

というのは、私は八幡の2丁目なんですけれども、八幡1丁目、2丁目、それから源氏の方で図書館に避難したというのを余り聞いていなかったの。というか、川に向かって逃げる方向なので、多分心理的に恐ろしくてよう向かっていかないと思うんです。だから、どこからの方なのかなということがわかれば教えてください。

○安心安全課長 高塚克己君

先日の台風21号、蟹江町図書館への避難者についてのご質問ですが、図書館に自主避難された方は6名おりました。6名の方、全てに関してはちょっと記憶はございませんが、図書館より直線で南側の方です。北に移動される方で避難された方が多かったように記憶しております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。そうですね、やっぱり北に住んでいてそっちに行くのはちょっと抵抗があるのでどうなのかなと思ったけれども、多分そうでしょうね、ありがとうございます。

7月豪雨の倉敷市真備町の事実から見て、ハザードマップの正確さが証明された今、また、日本中における異常気象の頻発に備え、我が蟹江町においても新しく作成されるはず。何か言われておったハザードマップの浸水域をもとにした早急な避難計画、人口分布に対する避難所設置場所の見直しが喫緊の課題ではないかと思っておりますので、ぜひこの辺対応をよろしく願いいたします。

それでは4つ目の質問です。観音寺橋西の堤防道路ですね、防災道路、これの丁字路交差点のことなんですけれども、これに関しましては、堤防機能にはかかわりはないんですけれども、防災道路が1号線にまで開通したということを受けて、絶好の機会ですので取り上げさせていただきます。

また、これについては町長も以前から県への要望も出しておられたということをお聞きしておりますけれども、改めてこの地域に住む住民の方、町民からも何とかせいという声を私も直接お聞きしておりますので、改めてここで質問として取り上げさせていただきます。

この8月31日に日光川ウォーターパークから南部分が開通した日光川右岸堤道路、県道516号平和蟹江線の北側部分と県道29号線弥富名古屋線観音寺橋西側、ここの丸を打った部分です。ここの丁字路交差点にぜひとも信号機の設置をお願いします。日光川ウォーターパ

ークで走ろう会などの行事があるときは、監視員の方がいて安心して通行できますが、普段は車の勢いがすごく、見通しも悪いのでなかなか安心して通過することができません。ましてや、1号線との連絡ができた今、この交差点の交通量は格段にふえ、危険の度合いも増大することが見込まれます。ほかの信号機設置の件のように、事故が起こってからでは遅いと思います。施設利用の町民や地域住民の安全を守るためにも、重大事故が発生する前に、そのあたりの県への働きかけを協力にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまご質問にありました、観音寺橋西の丁字交差点、主要地方道弥富名古屋線と県道平和蟹江線の交差する部分でございますが、そのところの信号機設置につきましては、平成27年度から愛知県に対しまして要望を行ってきたところでございます。愛知県といたしましても、平成28年度から蟹江署及び愛知県警に信号機設置要望を行うとともに、協議を重ねているところであります。

現在の交差点部の安全対策といたしまして、1つ、注意喚起の路面標示の追加、ドットマークで約30メートル。それから、既設ゼブラゾーンの復旧。カーブミラーを追加し、2面といたしました。面の長径としまして1メートル。それから、視線誘導標の取りかえ、30センチの反射板4枚でございます。それから、線形誘導標の追加、右矢印、左矢印ともに2枚ずつ、計4枚の追加を行っております。それらの対策が愛知県によって施工していただいております。通行される皆様には、交通安全に留意していただきまして通行していただきますよう、お願いを申し上げます。

また、今後も引き続き、愛知県、愛知県警公安委員会に対し、信号機設置の要望を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。本当に、違う管轄のところですので、気長に粘り強いかなければならんと思っております。

この県への要望とかとなりますと、どうしても町長の絶大な力、これが必要になってくるかと思えますけれども、この日光川堤防に関して、総合的に見てどんな考えをお持ちでしょうか。

○町長 横江淳一君

観音寺橋西丁字路の交差点の信号機ということで、今、担当が申し上げましたとおりであります。実際、信号機の設置というのは公安委員会が判断をするという、ちょっと難しいこともありまして、蟹江警察の署長さんともいろいろ協議を重ねた結果、蟹江警察さんはすぐという状況であったんですが、公安のほうはまだもう少し時間がかかるんじゃないかと。

県会議員の方々にもお願いをし、実際、喫緊の課題として何があるかという、これはも

う愛西市のほうからも要望いただいて、蟹江町の方ももちろんでありますけれども、右岸堤の整備というのは、当然愛西市も通りますし、この先行けば飛島まで続きます。いわゆる防災道路でありますので、どこがやればいいのかという問題ではなくて、広域で問題を解決しようということで、今、お願いをしております。

議員ご存じかあれですが、ちょうど観音寺橋の右岸堤の北側、名阪の下にあります堤防、大体あれがまだ数百メートル残っているわけでありまして、JRとの嵩上げの話がついて、設計に入りましても多分四、五年かかるというふうに思っております。

そういう状況の中で、まずは1号線まで右岸堤を開口させたというのも、いろんな話し合いの中でお願いを申し上げたんですが、まずは1号線が拡幅できました。日光大橋のかけかえもやりました。ですから、まずは通したいということでございました。

その際、ちょうど愛西市、日光川の右岸堤から西側へ真っ直ぐ行きますと、県道と交差をいたしますが、三叉路がございます。JRの永和の駅にも実は踏切がございまして、そこで大渋滞が今、巻き起こっております。そこが、大渋滞を通り過ぎますと、今ガソリンスタンドがあるところにも信号があり、なおかつ1号線を抜けようと思いますと、近鉄もまた踏切があるということで、あの一体が、それも蟹江町と愛西市とが混在する場所でありまして、これも要望をいただいております。

それが近年、顕著にその状況があらわれてきましたものですから、皆さんにお願いし、何とか永和の交差点でとめてもらい、1号線へ早く抜けないかというような要望もあつたやに聞いてございます。などなどいろんなことを考えまして、見切り発車とは言いませんが、右岸堤の開通が8月31日にできたということで、十分警察にも注意をしていただくとともに、一日も早い公安委員会へのお願いを、県会議員も含めてお願いをしておりますので、もうしばらくお待ちを願いたいと思っております。早い時期に何とかつけていただきますように。

それと、もう一つ危惧しますのは、日光川のウォーターパークに入るところにも、ひょっとしたら信号が要るんじゃないかというような要望もスポーツ団体からありますので、それも踏まえて、ちょっと今要望をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。本当に細かいところまで説明をいただきましてありがとうございます。希望を持っております。

今、この夏、甚大な被害をもたらす自然災害が日本各地で頻発する中、近年、自然災害による大きな被害をこうむっていない、この地域に住む私たちに対する自然からの注意喚起の警鐘でもあるような気がします。

身近な災害から、数百年に一度といわれる大地震に至るまで、ゆめゆめ油断するなど言われているような気がします。



ここで、いま一度、薄れつつある伊勢湾台風や、東海豪雨を始めとする幾多の災害の記憶を呼び覚まし、原点に立ち返った防災施策を我々議員も積極的に提案し、そして、行政も積極的にそれを実践していただきますようお願い申し上げまして、1問目の質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、安藤洋一君の1問目の質問を終わります。

引き続き2問目、「ゴミ問題 現場の声を聞いてください!」を許可いたします。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、2問目、「ゴミ問題 現場の声を聞いてください!」と題しまして質問をさせていただきます。

これから取り上げます内容は、全て一般ごみ、資源ごみを含めたごみの処分、分別の現場にかかわる役員さん、そこを利用する町民の皆さんからの切実な生の声に基づいています。

どうかご検討のほどよろしく願いいたします。

なお、添付写真につきましてはあくまでも参考であり、現場を特定するものではありませんので、こちらのほうもよろしく願いいたします。

1問目、資源ごみ分別作業中の参加者のけがについてお伺いします。

これもあくまでも参考ですけれども、資源ごみの分別場所です。

ことしの5月20日の日曜日に、資源ごみ分別作業中に、町内会の班長さんとして当番のために参加された方が、作業中にガラス様の割れ物で指先を負傷されたそうであります。このことについてお伺いします。

一般参加者のけがが発生については、これは想定されていたでしょうか。ちょっとお答え願います。

○環境課長 石原己樹君

議員のご質問ですけれども、美化指導員の方については想定をしておりましたが、一般参加者の方については想定しておりませんでした。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

言ってしまうとそれで終わりなんですけれども、それはちょっと不思議なんです。参加して、そういう仕分けをするということは、やっぱりそこに当然危ないものを触るわけですから、可能性はあるということを考えていただかないとなかなか協力をお願いできないというか、お願いしにくいんじゃないかな、頼まれにくいんじゃないかなと思います。

環境美化指導員さんについては傷害保険の対象ということのようではありますが、一般参加者の皆さんについてはどのような認識、扱いになるのでしょうか。想定していないと

いうことになると、何となしにわかるような気がするんですけども、お答え願います。

○環境課長 石原己樹君

傷害保険に対する質問でございますが、現在の保険契約につきましては資源ごみ分別収集保険としまして、行政協力員を対象とした保険になります。こちらのほうは、町から委嘱した環境美化指導員の方を対象にしております。

現状、環境美化指導員が182名ございますので、その12カ月、延べ2,184名を対象にしておりまして、一般参加者については現状対象外となっております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

それは非常に恐ろしいことではないかなと思うんです。私も、何かいろいろ行事をやったり、人にお手伝いなり何なり参加していただいて物事をやってもらうときに、やっぱりけがというのは必ず想定して、起きちゃったらどうしようで、本当に手遅れだし、恐ろしいことですので、やっぱり事前の策として保険、これはもう絶対。それで、人数が把握できないということもあるかもしれませんが、日にちは特定できますし、人数も大ざっぱでもよかったような気がするんですけども。きちっと人数を出さないと受けられないよということではないような気もするんですけども、どうなんでしょう。想定していない、だから掛けない、けがしても知らんよということなのか、ちょっと理解に苦しむんですが、その辺はどういうお考えなんですか。

○環境課長 石原己樹君

けがをされた方、5月20日にされて、21日に一度環境課のほうにご相談に見えた方、区長さんもおみえになられたんですけども、いろいろ保険について調べさせていただいたんですけども、なかなか現状としては、町として不特定多数の方、町内全域をカバーするような保険というのは、正直ちょっと難しいのかなというのがあります。

現状、当然資源ごみの日は決まっておるんですけども、それぞれ各町内会、日にちもやり方も違いますので、現状としては難しいのかなというところでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。難しいと。であるならば、もう環境美化指導員さんだけに参加してもらって、もう名前と役職の間違いない明らかな人だけにやってもらって、保険を掛けてやってもらうというふうにしておかないと、何か、例えばこれ指先でまだよかったようなもので、これ血管を切ったとか何とかと、そういうことになったときにどうするのかと、ちょっと恐ろしいような気がするんですけども、その辺はどうでしょうか。

○町長 横江淳一君

ちょっと傷害保険のことについてお話をしたいと思います。

安藤議員のおっしゃることはよくわかります。しかしながら、不特定多数の方を保険に入れるというのは、もう莫大な保険金額になります。リスクがそれだけありますので、例えば3万7,000人とは言いませんが、民間の方が資源ごみをたまに手伝った、全員で手伝いました、けがをしました、何で保険に入っていないんだと言われても、想定は多分しておりません。ただ、そうは言っても、実は過去にも、僕も傷害保険の関係を扱ってりましたが、やっぱりお祭りだとか、レクリエーション保険だとかいうのは、ある程度参加をする方の記名式もごさいます。それと想定する人数がごさいます。そういう保険でしたら、多分安価に入ることはできます。

そこで提案なんですけれども、31町内会あるわけじゃないですか。そこで、環境美化のお手伝いをしている環境美化指導員さん並びに区、それから地域の皆さんが推薦される班長さんが全員で手伝われることがありますよね。そうすると、多分それ以外の不特定多数の人が手伝うというのは非常に考えにくいですから、ある反面、逆にその時期はこういう方が手伝いますよという人数を把握して保険に入られることをお勧めしたいと思います。それを環境美化の還元金というのも町から支給してごさいますので、十分リカバリーできる金額だと思います。多額になれば、また町に相談していただければいいんですが、やっぱり不特定多数の方に全てのリスクを負うという保険は膨大なお金になるということだけをご理解いただければありがたいと思いますし、こういうことは、これから善意でやっていただける方を減らすことになっちゃいますので、一度そういう、どこの区だかわかりませんが、そういうことをやっていただいたほうがいいのかというアドバイスもさせていただければいいので、一度環境課のほうへ相談をして、そういう方式をとっていただくというのも得策だというふうに、今現在思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。詳しい説明をありがとうございます。

そうなんです。幾ら不特定多数といっても、不特定多数じゃなくて、当番で回ってきた班長さんなんです。ですから、事前にでも人数は、最大でもこれだけの人数ですということのはわかるはずなんです。ですので、それで何とかしないと。

今回も、要するにぶっちゃけの話で、町内会が負担をしたということなんです。これでは、せつかく役場に協力して、お互いさまでお手伝いをしましょうと、本当に純粋なボランティア精神でやっていただいている方に、けがしたけれども役場は面倒見れんよということではちょっといかなので、やっぱりお互いさまでやっていかないとと思います。

やっぱり、それについて何も話というか、取り決めもなかったみたいなので、結局、とりあえず今回は町内会が負担をしたということなので、これから先、やっぱり長続きして皆さんで協力してやっていこうと思うと、きちっとした対応がないと難しいような気がします。ぜひともその辺、対応をお願いします。すぐには結論は出ないような問題ですけれども、よ

ろしくお願いします。

2つ目、今度は不法投棄の対処についてお伺いしたいと思います。

資源ごみ置き場、一般ごみ置き場にかかわらず、不法投棄が後を絶ちません。特に資源ごみ置き場においては、これまでもとんでもない大きさの粗大ごみとか、よその自治体のごみ袋が放り込まれていたり、悲惨な状態です。そして、そのたびに環境美化指導員さんたちが頭を悩ませております。実際、本当にこんなのが捨ててあった、どうしようとかということで、いつも悩んでおられます。

生ごみや不燃ごみなど、持ち帰れるものは、その地域の環境美化指導員さんが持ち帰り、自分の家のごみとしてごみ収集日に出しておられたり、本当に大変なご苦労をしておられます。

こうした状態は、モラルの低下も相まって、今では珍しいことではなくなっていますが、行政としてはそういうことに対する対処法マニュアルのようなものを作成してはいないのでしょうか。話をお聞きしておりますと、どうもその都度困っておられるように感じるんです。もう少しスムーズに活動できるように、明確で具体的な対処指針をお示しいただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○環境課長 石原己樹君

不法投棄の対処法についてのご質問ですが、現在、美化指導員の説明会を年2回行っております。こちら、4月と12月に行っております。その中で、美化指導員の職務ということで、書類とパワーポイントを使用して具体的な作業内容についてご説明をさせていただいております。欠席された方につきましても、なるべく環境課のほうに書類のほうを取りに来ていただきまして、その場で改めてご説明をさせていただいているところであります。

ただ、実際の現場につきましましてはいろいろと判断に困るようなことばかりが出てくるかと思っておりますので、その都度環境課のほうへご連絡をいただいて対応しているというのが状況であります。いわゆる、対処法のマニュアルというもの自体は現在つくっておりませんが、またいろいろと意見を参考にして、マニュアルのほうはまたつくらせていただきたいなと思っております。

ただ、やはりいろいろまた現場で悩まれるようなことばかりだと思いますので、そのときはその都度環境課のほうにご連絡をいただいて、対応させていただければと思います。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

そうですね、本当にパターンというか、幾らでもたくさんパターンがあると思うんですけども、本当に現場で指導員さんがその都度困っておられます。特によその生ゴミを持って帰って自分のところのごみとして出すなんていうのは、本当に気の毒ではないので

すけれども、こればかりはモラルのない人のやることで、ずっと見張っておくわけにもいかないので、しょうがないなど言いながらも本当に頑張っておられますので、その辺本当に、ご苦労さまと一言言ってあげていただけるといいかなと思います。

連絡くださいということによっておいてあげてください。やっぱり途方に暮れる場合があるようですので、よろしく願いいたします。

それから、3つ目です。環境美化指導員さんの高齢化のことなんですけれども、地域によっては、環境美化指導員さんのなり手がなくて、高齢となった今もやむを得ず続けているといったことをお聞きします。その辺は行政としては認識しておられますでしょうか。

○環境課長 石原己樹君

環境美化指導員さんの高齢化についてのご質問でございますが、現在、環境美化指導員につきましては、町内会より推薦を受けて、町から委嘱している状況であります。現在、平成30年度につきましては182名の方に委嘱をしております。人数、定員につきましては、環境美化指導員設置要綱というもので定めておまして、200世帯までは2名、それを超える100世帯ごとに1名を加えた数になります。100に満たない端数が生じたときは、これを100として1名を加える形で運用しているところでございます。

美化指導員を推薦するのに苦慮したというようなお話はたびたびお聞きしたことがございまして、特に前年より世帯数がふえた関係で、増員があった場合などは特に苦労されるようなことがあるようです。ですので、もし前年より、現在、要綱で定員のほうは決まっておるんですけれども、増員が難しいようなところは、増員枠の緩和なども検討していきたいなと思っております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。そういったこともたびたび聞くわけですし、行政のほうにもそういう訴えがあるということで、またこれも現場からの提案なんですけれども、どうしてもなり手のない地域において、シルバー人材センターとか、外注みたいなのですね、そういう感じで何とかやってくれる人を世話をしてもらおうということにはできないのかなという質問があったんですけれども、それについてはどんなお考えでしょうか。

○環境課長 石原己樹君

先ほどのシルバー人材センターとか外注に出したらどうかというご質問ですけれども、基本的に町内会から推薦をいただいております。もちろん、町としては地元の事情ですとか、状況に精通している方をお願いしたいというのが正直なところでございます。すぐにはなかなか難しいのかなとは思いますが、現在エコステーション、2カ所ですね、そちらのほうをシルバー人材センターにお願いして人を置いているところでございますので、エコステーションなんかをもう少しふやすことができれば、美化指導員さんの負担なんかも減

らせるのではないのかなとは思っているところです。

ただ、すぐシルバー人材センター含めて、そういったことの活用ですけれども、これはまた検討の課題とさせていただきたいなとは思っております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

エコステーションなりがふえれば、また大分負担も減るのかなと思いますので、その辺も総合的にまたよろしく願いいたします。

次に、4問目です。一般ごみの集積場所、収集方法についてちょっとお伺いします。

これが一般ごみの集積場所です。これ、非常に多い場所の例です。

写真のように、大量のごみが出され、歩行者や車両の通行の妨げになるところも少なくありませんし、整理に当たっている役員さんを危険にさらすことにもなります。実際、私もこういうのとか、一般ごみとか資源ごみとかに参加して、もうすぐ後ろを車がビュンビュン通るとかという場所もあるわけです。そういう危険もあります。

また、1カ所で多くの世帯数をカバーしているところほどこのような状況になっているようでもあります。しかしながら、世帯数の多い地域では、集積場所を増設するような場所もなく、それぞれの町内会、自治会にお任せのようですが、昔のような空き地も少なくなり、もうそれも既に限界のようでもあります。

これは資源ごみにおいても同様ですが、特に一般ごみの場合は景観や衛生面の点から見ても、早急に行政が手動して改善していかなければならないと思われませんが、この辺はいかがお考えでしょうか。

○環境課長 石原己樹君

一般ごみの集積場所、収集方法についてのご質問でございますが、ごみの集積場所ですが、これはなかなか出す場所を決めるのは難しい問題でございます、やはり地元の役員さんですとか、周りの住民の方からも、今よく受ける案件でございます。

なかなか町がここだと言うのは難しいのが現実のところでございますので、やはりこれも地元の役員さんとか、周りの実際に出される住民の方と協議をしながら、少しずついい形で場所を選定させていただくしかないのかなと、現状は思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

このごみの集積場所というのは本当に難しい問題で、ふやそうとか、場所を移そうとかという話は賛成なんです。ふやしたほうがいいなという話なんですけれども、いざ、じゃ、どこにするとなると、うちはちょっと困る、よそで探してという話で、俗に言う総論賛成各論

反対というような感じでなかなか進まない。今おっしゃったとおりなんですけれども。ですので、昔でしたら地域の町内会長が取りまとめて、じゃ、ここにとかというのもあったかもしれないけれども、やっぱり今は本当にそれぞれの都合というのがあって、なかなか難しいですね。ですので、できれば役場に仲を取り持っていてというのがいいのかなと思いますけれども、それも難しいというお話ですので、どう打開したらいいのかわからない。

そんな中で質問です。この一般ごみの集積場所の問題は、利用する高齢のお年寄りや体の不自由な方からもお困りの声が届いております。普通の体力のある人にすれば問題ない距離でも、そうした方々にすると大変ご苦労される距離であり、それが日々のこととなると、それはもう日常生活上の大問題であります。

そこで提案します。現状では集積場所の増設も困難であるならば、学戸地区のように区画整理も終わり、比較的道幅も広く車両の往来も容易な地域をまずはモデル地区として、戸別収集の実証実験を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それぞれのお宅が自分の玄関先にごみを出すようになれば、節度ある出し方になるでしょうし、不法投棄も減ると思われれます。環境美化指導員さんの労力軽減にもなるでしょう。何よりもお年寄りや体の不自由な方にとってはこの上ない福祉の向上となるのではないのでしょうか。これは現場からの切実な願いであります。どうか真剣なご検討をお願いいたします。

○環境課長 石原己樹君

一般ごみの収集方法についてのご質問でございます。

ごみの収集方法には大きく2種類ございまして、いわゆる戸別回収、それとステーション回収になります。現在、蟹江町におきましては、いわゆる一般ごみにつきましてはステーション回収といたしまして、収集コース上、ある程度決められた箇所にて固めて出させていただく方法をとっております。粗大ごみにつきましては、予約をしていただいた上で戸別回収を行っているという状況でございます。

まず、現状、戸別回収を実施する場合ですけれども、例えば学戸地区ひとつとりましても、全ての道で収集車がそのまま通れるような場所にはなっておりません。場合によっては、路上駐車が1台あるだけで収集車が通れないような状況もございます。また、他地区との利便性に著しく差が出てしまうことにもなってまいりますので、なかなか難しいのかなとは思っております。

もちろん、どちらの方法もメリット、デメリットがございまして、先ほど議員もおっしゃったように、戸別回収ですとマナーの向上ですとか、高齢者等の負担も減るということもある一方、デメリットとして、作業量がふえまして、収集時間なども増大して、特に回収費用が増大するというようなことが考えられます。これもやはり問題のある地区や場所というのはいろいろございますので、それぞれ地元の役員さん、住民の方と相談しながら、その場所に適した収集方法を考えさせていただければなと思っております。

また、戸別回収につきましては、県内ですと、今名古屋市と豊山町がやっているということですので、またいろいろと調べ、研究課題の一つとさせていただければなと思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。本当にこれ、切実な願いということで来たんですけども、足の不自由な方、それからお年寄り、もうこんなになっちゃって大変な方とか、もう本当に外を歩くのも大変だなというのがよくわかるんです。1回や2回なら、隣近所の人にちょっと悪いけれども運んでと言えるんですけども、これ毎回のことになると、やっぱりとてもじゃないけれども言いづらいですし、やっぱり、そうすると無理して、自分の体にむち打って運ぶということです。ですので、やっぱり高齢社会、これからどんどんお年寄りがふえていく、私たちが年寄りになっていくときに、やっぱり真剣に取り組んでいかなければいかん問題ではないかなと思っております。

どうしてもそれがだめなときは、またさっきの質問に戻って、じゃ、収集場所、集積場所をもっとふやさないかがねということになって堂々巡りなんですけれども、解決策、難しいんですけども、本当にお年寄りや体の不自由な方は困っています。そのところをしっかりと把握して、認識して取り組んでいただきたいと思っております。

これに関してもう一遍尋ねてもどうしようもないと思いますのでこれぐらいにしておきますけれども……、じゃ、町長お願いします。

○町長 横江淳一君

ごみの回収については今始まったような問題じゃなくて、もう相当前から実はございます。戸別収集がいいのか、ルート収集がいいのかということも、もう長い間地区でお話し合いをしているところはたくさんあるやに聞いておりますし、実際ございます。

今、安藤議員がどこのことを指してみえるか、現場の声ですと抽象的な言い方をされたんですが、それは場所はどこでもいいんですけども、一度ルート回収も戸別回収も含めて、費用増大の件も含めて、どれぐらいかかるんだろうということのあれを、昔ちょっとやったことがあるんです。ただ、モデル地区を決めますと、どうしてそこをモデル地区にしたんだという、大きなまた問題もあります。ですから、これは町内会長さん、囑託員さんに寄っていただいたときにでも一度問題を出させていただきます。

それともう一つ、先ほど言いました、資源ごみの収集をお手伝いされる方でけがをされた場合、不特定多数じゃなくて、手伝われる方があらかじめ決まっている場合は、還元金がございまして、本当にそちらで充てていただければ十分やれると思いますので、何十万かかる保険ではございません。人数的なこともあるかもわかりませんが、もしもお金が若干かかるということでしたら、町としてどうするかということも含めて、これも町内会の囑



託員さんで一遍ちょっと話し合っていたいただくのも得策かなと、今考えております。

今、回収する業者が1業者で、随契でやっているわけでありましてけれども、蟹江町、狹隘道路もあるわけでございますので、狹隘道路にお住まいの年寄りの方は、いつまでたってもやっぱりその道路まで出てきてもらわなければいけませんから、それとはまた別に、何か買い物支援だとか、ごみ出し支援だとかということを商工会の青年部も一時お助けマンでやったんですけれども、そういう制度もつくっていかねばいけない、並行してそういうことも考えていかねばいけないと思いますので、いい提案をいただいたということで、早急にこれ、一度囑託員のほうで提案させていただくようにさせていただきますので。すぐ取ったか見たかでは解決できませんかもわかりません。しかしながら、ごみというのは着実に減ってはいるんですけれども、収集についてはずっと問題があるわけでありまして、一度試してみたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。力強いお言葉、本当にありがとうございます。

今、町長おっしゃったように、ここの場所にしても、これ以前に比べるとかなり整然ときれいになっていますよね。本当に前はもっとくちゃくちゃで、それに追い打ちをかけるようにカラスは突くわ、犬は来るわでもうひどい状態だったんですけれども、これかなりきれいになってもまだこの量はあるということです。

ごみ問題は、町民の日々の暮らしの中で労力と時間の協力をいただきながら、それぞれの家庭の内外における衛生的な生活環境を守るといって、町民と行政を結ぶ非常に重要な施策の一つであると思います。そして、このことは決して行政サイドだけでは遂行することができません。町内会、自治会や環境美化指導員さんを初めとする町民の皆さんとしっかり意思の疎通、連携を図り、協力をいただかなければ成り立ちません。いわゆる現場の声をしっかり聞いていただいて、これからも衛生的な生活環境の向上に努めていただきますことをお願い申し上げます。2問目の質問を終わります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。本日はこれにて延会とします。

(午後4時43分)